

第3章 施策・事業の展開

農林水産業・農山漁村の目指すべき振興の基本方向に基づき、次のとおり具体的な施策・事業を展開する。

1 おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
園芸品目の生産量(野菜)	トン	54,000	76,500	92,900
園芸品目の生産量(花き)	千本	331,000	443,000	499,000
園芸品目の生産量(果樹)	トン	15,800	28,600	33,600
拠点産地数	地区	94(23年度)	130	150
栽培面積	ha	27,370	29,000	30,000
さとうきびの生産量	トン	820,403	961,000	1,000,000
家畜頭数	家畜単位	162,157	175,400	185,051
特用林産物生産量	トン	1,204	1,745	1,770
漁業生産量	トン	14,812	15,320	15,554
海面養殖業生産量	トン	9,677	25,931	33,938

(1) 戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立

ア 野菜の拠点産地形成

さやいんげん、ゴーヤー等の戦略品目を中心におきなわブランドを確立するため、産地協議会の活動強化等を図り、担い手を中心とする自立した産地活動による生産・出荷体制を整備するとともに、農業用水の確保、台風等気象災害に対応したハウス、防風・防虫等ネット栽培施設や農業用機械等の整備と併せて、生産から販売までの一連の戦略の下、消費者、市場等のニーズに対応した定時・定量・定品質の生産・供給が可能な拠点産地の形成を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地形成及び施設の整備等	・野菜拠点産地を育成するため、台風等気象災害に対応したハウス、防風・防虫等ネット栽培施設等や農業用機械等の整備を行う。
新技術・新品種の実証展示	・実証展示圃を設置し、新技術及び新品種の普及を推進する。
野菜品評会の実施及び出荷規格の指導	・野菜の選果・選別を徹底し、生産農家の選果・選別技術の向上を図るとともに、出荷規格の遵守を指導し、市場評価を高め、おきなわブランドを確立する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地の育成指導	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者や市場に信頼される「定時・定量・定品質」の拠点産地を育成指導する。 ・生産出荷の組織化を促進する。 ・技術の平準化対策や品質向上対策を行う。 ・産地における経営類型の作成・指導を行う。 ・有望新規品目の探索を行う。 ・産地間の情報交換などを行う販売戦略会議を開催する。 ・「沖縄県ブランド産地成長マニュアル」を活用し、拠点産地の活性化及びブランド化を推進する。 ・販売等の専門家によるリーダー研修会・講演会を開催する。

イ 花きの拠点産地形成

きく等の戦略品目を中心におきなわブランドを確立するため、産地協議会の育成及び活動強化等による産地体制を整備するとともに、農業用水の確保、防風・防虫等ネット栽培施設や台風等気象災害に対応したハウス等及び共同利用機械施設等を整備する。また、自動選別結束機等の導入など各種生産流通施設等の整備を重点的に実施し、併せて、新品種の開発、新規品目の導入・普及や優良種苗の安定供給を図り、安定的に生産出荷できる拠点産地の形成を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地形成及び生産施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・花き拠点産地の育成を図るため、先進的な生産、流通施設等を整備する。 ・台風等気象災害に対応した防風・防虫等ネット栽培施設等及び共同利用機械施設等を整備する。
新技術・新品種等の実証・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・実証展示園を設置し、新技術及び新品種の普及を推進する。 ・熱帯性花き類等の新規品目の導入により周年出荷体制を推進する。
拠点産地の育成指導	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者や市場に信頼される「定時・定量・定品質」の拠点産地を育成指導する。 ・生産出荷の組織化を促進する。 ・技術の平準化対策や品質向上対策を行う。 ・花き品評会の実施及び出荷規格を徹底する。 ・産地における経営類型の作成・指導を行う。 ・有望新規品目の探索を行う。 ・産地間の情報交換などを行う販売戦略会議を開催する。 ・「沖縄県ブランド産地成長マニュアル」を活用し、拠点産地の活性化及びブランド化を推進する。 ・販売等の専門家によるリーダー研修会・講演会を開催する。

ウ 果樹の拠点産地形成

マンゴー、生食用パイナップル等の戦略品目を中心におきなわブランドを確立するため、産地協議会の育成・強化を図り、担い手を中心とする産地活動による生産・出荷体制を整備するとともに、優良品種の導入・普及、農業用水の確保、台風等気象災害に対応したハウス及び防鳥・防虫等ネット栽培施設、農業用機械等の整備を促進すること

により、高品質でかつ安定的に生産出荷ができる拠点産地の形成を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地形成及び施設整備等	・果樹拠点産地を育成するため、台風等気象災害に対応したハウス、防鳥・防虫等ネット栽培施設等及び農業用機械等の整備を行う。
新技術・新品種の実証・普及	・実証展示圃を設置し、新技術及び新品種の普及を推進する。 ・研究機関で育成選抜された優良品種の普及、増殖を図る。
拠点産地の育成指導	・消費者や市場に信頼される「定時・定量・定品質」の拠点産地を育成指導する。 ・生産出荷の組織化を促進する。 ・技術の平準化対策や品質向上対策を行う。 ・果樹品評会の実施及び出荷規格を遵守する。 ・産地における経営類型の作成・指導を行う。 ・有望新規品目の探索を行う。 ・産地間の情報交換などを行う販売戦略会議を開催する。 ・「沖縄県ブランド産地成長マニュアル」を活用し、拠点産地の活性化及びブランド化を推進する。 ・販売等の専門家によるリーダー研修会・講演会を開催する。

エ かんしょ、薬用作物の拠点産地形成

かんしょは、近年、加工原料や健康食品として注目されており需要拡大が期待されることから、優良品種の開発・普及、種苗供給体制の確立、栽培体系の改善、実証ほの設置により、需要に応じた高品質のかんしょを安定供給できる拠点産地の形成を推進する。

また、ウコン、アロエベラ等の薬用作物については、加工処理施設等を整備するとともに生産性及び品質の向上を図り、安定供給できる拠点産地の形成を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地形成及び施設整備等	・かんしょ、薬用作物の生産出荷販売体制の強化を図るため、拠点産地の育成指導を行い、加工施設等の整備を行う。
栽培技術・経営指導	・かんしょ、薬用作物の品質向上及び安定供給体制を確立するため、実証ほの設置、栽培技術及び経営指導を行う。
優良種苗の育成・普及	・生食・加工用に適した紅イモ等の優良種苗を育成し、普及に努める。

オ 肉用牛生産供給基地の育成

肉用牛生産の拡大と生産コストの低減、肉質向上と斉一化に重点を置いた遺伝的能力の向上及び飼養管理技術の改善を図る。

このため、肥育技術の向上により沖縄和牛のブランド化を推進する。

また、肉用牛経営の安定を図るため、粗飼料の生産・利用の効率化、エコフィードの利用など飼料自給率の向上等に努め、飼養管理技術の改善、新技術・効率的な生産方式や肉用牛ヘルパー活動の導入等を推進し、経営感覚に優れた農家の育成を行うとともに、

子牛生産基盤の拡大強化と地域内一貫生産を促進する。

さらに、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施するとともに、撲滅が達成された牧野ダニ（オウシマダニ）及びこれが媒介するバベシア病の侵入防止対策を図るため、監視体制を強化する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
肉用牛群改良基地育成	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛の品質の特性を生かした効率的かつ組織的な育成改良による産肉性等経済能力の向上を図る。 ・肉用牛の導入を行い、牛群の整備・増殖を図る。
畜舎等施設の整備及び飼料生産体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、堆肥舎等共同利用家畜飼養管理施設の整備並びに、家畜排せつ物処理利用施設その他施設機械の導入を行う。 ・TMR（混合飼料）生産供給施設の整備、草地、放牧地の簡易造成整備、草地管理用機械の導入を行う。
自給飼料の増産	<ul style="list-style-type: none"> ・自給飼料の生産拡大を図る。
エコフィードの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・エコフィードの利用拡大を促進する。
人工授精普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛の改良速度の向上を推進し、優良種雄牛造成のスピードアップと正確度の向上を図る。 ・優良種畜の凍結精液を製造払い下げし、人工授精の普及及び家畜改良を図る。
品質向上対策	<ul style="list-style-type: none"> ・育種価が高い優良な繁殖雌牛の保留の推進及び生産技術の向上を図る。
家畜衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施する。 ・牧野ダニ（オウシマダニ）侵入防止対策を実施する。

カ 木材の拠点産地形成

環境に優しい再生可能な資源である木材を、安定的に供給するための拠点産地の形成を推進するため、森林組合等の組織強化及び森林施業技術等の確立と普及指導の強化を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地形成及び育成指導	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の育成を図り、県産材の安定供給体制の強化を推進する。
拠点産地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点産地の効果的、効率的な形成及び育成を図るため、木材加工・流通施設、効率化施設等の整備を行う。
路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・林業生産基盤の整備を図るために必要な施設の整備を行う。
森林施業技術、経営指導	<ul style="list-style-type: none"> ・森林資源の育成、管理及び森林組合の資質の向上及び経営指導による体制強化を図る。

キ きのこの生産拠点の育成

特用林産物の中でも特にきのこは近年、生産量を拡大しており、引き続き安定的かつ高品質なきのこを供給できるよう生産加工施設を整備するとともに生産性及び品質の向上を図り、生産拠点の育成を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
生産・加工施設等の整備	・生産拠点の育成を促進するため、きのこ生産施設及び加工施設等の整備を行う。
栽培技術の改善・普及等	・生産性及び品質の向上を図るため、栽培技術の改善及び新たな技術の普及を推進する。

ク 魚介藻類の拠点産地形成

本県の実産量の大部分を占めるマグロ、ソデイカ等やクルマエビ、モズク、海ブドウ、ヤイトハタ等の魚介藻類の安定生産、計画出荷ができる拠点産地の形成を推進する。そのため、各種施設の整備や技術の開発・普及及び共済、融資事業の充実・強化を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
施設等の整備	・漁業近代化施設の整備を推進する。
技術・経営指導	・漁家に対する技術及び経営指導を行い、安定的な経営を推進する。

(2) 安定品目の生産供給体制の強化

ア さとうきびの生産供給体制強化

さとうきびの生産振興を図るため、農業用水源、かんがい施設、区画整理、農地防風施設等の生産基盤の整備をはじめ、機械化の促進、集中脱葉施設等の整備、土づくり、病虫害防除、優良品種の開発・普及、栽培体系の改善等、諸施策を総合的に推進し、生産性及び品質の向上を図る。

また、国によるさとうきび経営安定対策及び「さとうきび増産プロジェクト基本方針」に対応するため、効率的かつ安定的な生産担い手として、認定農業者、生産法人、共同利用組織や受託組織等を育成するとともに、経営規模の拡大及び耕作放棄地の解消へ向けた農地流動化対策を強化する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
さとうきび産地体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村協議会の活動促進、展示ほの設置等を実施し、種苗の確保や株出等の技術向上、新品種の普及を推進する。 ・防災農業の普及推進を図る。
さとうきび生産条件整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模土地基盤、集団営農用機械及び共同利用施設の整備を行う。
さとうきび優良種苗の開発・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に適応した新品種の育成及び優良種苗の普及拡大を推進する。
さとうきび生産法人等担い手及び生産組織の育成・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・経営管理能力の強化・雇用の推進等を目指した生産法人等を育成する。 ・さとうきび生産組織の育成・強化を図る。 ・担い手育成のための展示ほの設置、機械の導入等を行うなど技術・生産条件の確立を図る。
農業機械士及び農業機械利用受託組織等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・農業機械士の育成など農作業安全管理技術の向上を図る。 ・農業機械銀行等農業機械利用受託組織におけるオペレーターの育成、機械技能講習会の開催等を行う。
さとうきび増産プロジェクト計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び島別のさとうきび増産プロジェクト計画作成及び推進を図る。
さとうきび生産振興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・さとうきび増産プロジェクト計画を踏まえて、県生産振興計画の策定及び県下全市町村の生産見込み数量及び生産実績を調査する。

イ バインアップルの生産供給体制強化

生食用果実と加工原料用果実生産のバランスのとれた生産体制の確立を図るため、品種の組合せ及びハウス等施設導入による出荷期間の拡大、機械化・省力化による生産コストの削減、農作業受委託等による担い手育成対策等を推進し、地域の実情に応じた生産性の高いバインアップル生産体制を確立する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
バインアップル産地の生産施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・バインアップルの品質向上のための生産施設、省力化機械等の整備を行う。
果実等生産出荷安定対策	<ul style="list-style-type: none"> ・バインアップルの生産振興を図るため、生産から販売までの一貫した産地システムを確立し、加工原料及び消費拡大対策を行う。
新技術・新品種の実証・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・実証展示圃を設置し、新技術及び新品種の普及を推進する。 ・研究センターで育成選抜された優良品種の増殖、普及を図る。
バインアップル産地育成指導	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の平準化対策や品質向上対策を行う。 ・生果用品種の組み合わせによる収穫期の拡大を図る。 ・産地における経営類型の作成・指導を図る。 ・「沖縄県ブランド産地成長マニュアル」を活用し、拠点産地の活性化及びブランド化を推進する。

ウ 水稲、葉たばこ等の生産供給体制強化

水稲については「おいしい米、特色ある米」の安定生産と品質向上に向け、優良品種の導入及び栽培管理を適切に実施し、水田農業経営の安定化を図る。

葉たばこについては、さとうきび等との輪作体系を確立するとともに、生産性及び品質の向上を図る。

茶については、全国一早い収穫が可能という優位性を持つことから、加工施設等の整備を推進し、紅茶などの発酵茶等多様なニーズに応えうる特色ある産地を形成するとともに、生産技術の向上により経営の安定を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
産地協議会等の開催	・水稲、葉たばこ、茶、いぐさ等について、産地協議会等を開催し、生産供給体制の強化を図る。
水稲生産供給体制の強化	・収益性の高い水田農業経営の確立を図るため、県及び農業再生協議会による、各種施策を実施する。
共同利用施設等の整備	・地域特産物の安定生産や品質向上を図るため、共同利用施設や加工処理施設等を整備する。
水稲優良品種の増殖・普及及び茶優良品種の育成・普及	・本県に適した水稲の優良品種を増殖・普及する。 ・本県に適した茶の優良品種を育成・普及する。
地域特産物の栽培及び加工技術指導	・水稲、茶をはじめとする地域特産物の生産体制強化を図るため、高品質安定生産に向けた栽培技術及び紅茶等の加工技術指導を行う。

エ 養豚の生産供給体制強化

養豚経営の安定と体質強化を図るため、飼養管理技術の向上や優良種豚の検定、導入、貸付等を行い、高品質で斉一性のある、アグー等おきなわブランド豚の確立を推進する。特に、種豚改良の中核機関となる沖縄県家畜改良センターを活用し、系統造成による産肉性等に優れた本県独自の銘柄豚の作出を推進する。

また、安全な畜産物の生産を推進するため、HACCP方式を取り入れた管理体制の整備等家畜防疫衛生対策や環境対策を推進する。特に、豚慢性疾病対策については衛生管理の改善による事故率の低減等を図る。

さらに、エコフィードの利用に努め、飼料自給率の向上を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
優良種豚の供給	・優良種豚の増殖・普及を行う。
家畜衛生対策	・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施する。
ブランド豚の作出	・アグー等おきなわブランド豚の作出を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
エコフィードの利用	・エコフィードの利用拡大を促進する。
家畜衛生技術指導	・家畜衛生技術の普及指導を行う。 ・家畜の損耗防止対策を実施する。
養豚振興対策	・肉豚の生産振興、生産効率の改善に資する器材等の整備を図る。
肉豚価格安定対策	・肉豚価格が基準価格を下回った場合、補てん金を交付する。 ・余剰部位の県外移出を推進し、県内豚価の安定を図る。

オ 酪農の生産供給体制強化

酪農経営の安定を図るため、乳用牛群の組織的検定、遺伝能力の高い種畜の導入等を図るとともに、自家育成や自給粗飼料活用を推進する。

また、生乳の安定供給を図るため、学校給食用牛乳への供給の維持を図るとともに、一般消費者への消費拡大を推進する。さらに、安全で高品質な生乳の生産供給を図るため、H A C C P方式を取り入れた管理体制の整備や家畜防疫衛生対策、環境対策を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
家畜導入事業資金供給	・乳用牛の導入を行い、牛群の整備・増殖を図る。
優良乳用牛育成供給	・乳用牛群検定の普及拡大及び後代検定の推進を図り、優良乳用雌牛の確保と酪農経営の安定を図る。
学校給食用牛乳供給対策	・学校給食用牛乳の供給合理化、消費拡大等について助成を行う。
家畜衛生対策	・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施する。

カ 養鶏の生産供給体制強化

養鶏経営の安定を図るため、需要に即した計画生産とともに安全な鶏卵・鶏肉の供給に対応したH A C C P方式を取り入れた管理体制の整備を推進する。

また、大規模経営を主体に環境対策や家畜防疫衛生対策を推進する。

特に、高病原性鳥インフルエンザ対策については、監視体制を強化するとともに早期発見・早期通報体制を徹底し、速やかな防疫措置を講じる。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
家畜衛生対策	・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
鶏卵流通対策	・余剰卵対策や消費拡大への取組を行う。
鶏肉流通対策	・県内鶏肉の流通対策等を行う。

キ 特用林産物の生産供給体制強化

木炭等の特用林産物の安定的な供給体制を強化するため、経営の集約化、担い手の育成及び生産技術の開発改善や新たな技術普及等を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
栽培技術の改善・普及等	・生産性及び品質の向上を図るため、栽培技術の改善及び新たな技術の普及等を推進する。

ク 沿岸魚介類の生産供給体制強化

本県の沿岸魚介類資源を適正に管理し、持続的利用を図ることにより安定供給の確保と漁業秩序の維持に努め、資源管理型漁業の推進、沿岸魚介類の資源の調査研究による資源管理手法の開発、漁場環境の保全、操業の安全性の確保、漁港・漁場の整備及び関連機能施設の整備を推進し、沿岸魚介類の生産供給体制の強化を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
漁業秩序の維持	・漁業調整等による海面利用の適正化及び漁業取締りを実施する。
総合的資源管理型漁業の推進	・資源管理対象種の生態、資源動向、海域環境調査を行う。 ・沿岸性魚類管理計画の策定及び進捗管理を行う。 ・マチ類資源回復計画の進捗管理を行う。
漁場環境の保全	・環境生態系保全活動支援事業による漁場環境保全に努める。
安全操業の確保	・漁業用指導無線の運用拡大等を推進する。
漁場等の整備	・中層浮魚礁等の設置及び給油、給氷、漁具保管施設等の整備を推進する。

2 流通・販売・加工対策の強化

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
農業産出額	億円	924	1,200	1,430
林業産出額	億円	11	15	20
漁業生産額	億円	174	240	300
県中央卸売市場の取扱量	青果トン 花き千本	62,452 57,826	74,000 64,677	74,000 65,243
水産卸売市場の取扱量	トン	14,228	14,228	14,228
全国シェアが上位3位以内の 県産農林水産物品目数	品目	14	17	20
食肉加工施設における処理 頭数	頭/日	1,548	1,728	1,912
甘しや糖の産糖量	トン	96,608	119,650	124,500
おきなわ食材の店」登録 店舗数	%	134 (23年度)	230	300

(1) 物流体制の整備及び輸送コストの低減対策の推進

本県農産物の生産、集荷、輸送等の情報取引システムにより一元的に把握、管理し、出荷団体と県中央卸売市場における出荷情報などの共有により、効率的な流通体制を構築する。また、コールドチェーンの拡充による鮮度品質の向上など卸売市場機能の強化を図る。

さらに、流通コスト低減のため、共同集荷、共同配送などを促進するとともに、流通過程での農産物の鮮度保持に係る調査・研究等により鮮度保持輸送技術の向上を図る。

また、農産物直売所及びインターネット等を活用した多様な流通チャネルによる需要の開拓を行う。

畜産物については、食の安全を確保するために食肉処理施設の整備を進め、また、家畜市場の機能強化に向けた整備を進めること等により、適正な価格形成を推進する。

林産物については、沖縄流域森林・林業・木材活性化センター等を活用し、川上・川下の情報のネットワーク化を図り、流通システムを構築するとともに、流通関連施設等の整備を推進する。

水産物においては、流通の効率化、コストの低減及び鮮度の保持を図るため、産地市場の統合、集出荷体制の合理化を図るとともに、各漁港における流通関係施設の整備等を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業・共通)	
流通効率化及び輸送コスト低減対策	・地域農産物流通効率化対策、保鮮流通システムの整備を図り、多様な流通チャネルの開拓を推進する。
(農業)	
流通システムの効率化・高度化	・中央卸売市場内の売場施設（低温管理施設）の整備により、市場流通の効率化を図るとともに、産地と市場で情報のネットワーク化を推進する。また、農産物の鮮度保持に係る調査・研究等により農産物流通における鮮度保持技術の向上を図る。
(畜産業)	
流通関連施設の整備	・集出荷の合理化や機能強化のための家畜市場の整備を図る。 ・高品質な食肉を安定供給するための近代的な食肉センターの整備を図る。
(林業)	
木材流通システムの推進	・川上（生産者）・川下（加工者等）の相互情報提供の促進を図り、情報のネットワーク化を推進する。
流通関連施設の整備	・流通・販売施設等の整備を行う。
(水産業)	
流通関連施設の整備	・各漁港における流通関係施設の整備を行う。
流通の効率化	・水産物の特性に合った効率的な輸送システムの開発を行う。

(2) 農林水産物の戦略的な販路拡大

ア 県内外市場への販路開拓

本県農林水産物の生産振興を図るため、マーケティング力の強化等により消費拡大を推進する。このため、効果的な販売戦略を構築し積極的な販売対策を実施する。

また、卸売市場や量販店等と連携した多様な流通チャネルによる需要の開拓や、インターネットを活用したマーケティング等、農林水産物の特徴を生かした販売促進を強化する。加えて、クレーム処理体制の向上を図り、主要消費地からのクレームへの対応を迅速に行う。さらに、海外での販売を目指して、積極的な情報発信及び販売促進活動を展開する。

畜産物においては、観光産業との連携や県産品表示の推進を図るとともに、消費動向調査、パンフレット等の作成及び県内外における各種イベントの実施により、県産食肉・牛乳等の消費拡大を促進する。

林産物においては、需要拡大を図るための積極的な消費宣伝活動を行うとともに、流通・販売の拠点となる展示販売施設等の整備を図る。

水産物においては、観光需要への対応、県外への販路拡大及びマグロやモズク等の国外への販路開拓を図るため、食品・観光産業と連携し、県内外への供給体制の構築、各種イベント等による販促活動の推進を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業・共通)	
販売対策	<ul style="list-style-type: none"> ・各種キャンペーンを実施する。 ・トップセールス、セミナー商談会を実施する。 ・産地及び消費者(需要者)情報の受発信機能の強化を図る。 ・インターネットを通じた県産農林水産物に関する情報発信を強化する。 ・インショップ事業を実施する。 ・海外でテストマーケティング及び販売促進活動を実施する。 ・県産農林水産物の県外における販売力強化に資する人材育成を実施する。
(林業)	
消費・流通等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・木育、沖縄ウッディフェア等支援等を実施する。 ・マスメディアを通じたPR活動の実施を推進する。
(水産業)	
県外への販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県外量販店との連携による販売促進を強化する。 ・マグロ、海ブドウ等おきなわブランドのPR活動を支援し、レシピの普及による消費の拡大を図る。
国外への販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・マグロ等の中国、香港等における販売を促進する。

イ 地産地消・食育の推進

県産農林水産物の県内消費の拡大を図るため、インターネットサイト「おきレシ」(沖縄県産食材レシピサイト <http://www.okireci.net/>)等を通じた料理のレシピの普及啓発を実施するとともに、「花と食のフェスティバル」等のイベントを開催し、県産食材の宣伝活動を通じて消費拡大を推進する。

また、島ニンジン等伝統的農産物を含む地域農林水産物の利用拡大を図るため、効用や産地、調理方法等各種情報を「おきなわ伝統的農産物データベース <http://www.okireci.net/dentou/>」としてインターネットから発信することにより、観光産業等への利用促進及び健康食品産業との連携による機能性に着目した付加価値の高い加工品等を開発するなど、需要の拡大を図る。

山羊肉等の伝統的地域食材の利用促進を図るため、機能性や調理レシピ等の情報を発信し、消費の拡大を図る。

一方、地域においては、農林水産物直売所等の整備や当該施設を中心としたネットワーク化を推進し、新鮮な地域農林水産物の販売や学校給食、リゾートホテル等への利用促進等を図ることにより、農山漁村の活性化及び農林水産物供給体制の確立に努めるとともに、農林水産業への就業機会の創出を図る。

沖縄県地産地消推進県民会議のもとに「おきなわ食材の店」の登録の拡大、地産地消シンポジウムの開催等により、県産農林水産物の消費拡大・普及啓発を行い、総合的に「地産地消」運動を展開する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・観光や学校給食等との連携を強化し、地域食材を活用した特産品や料理メニューの開発を行う。 ・島野菜等少量多品目への対応等、地産地消推進体制の整備を推進する。 ・農産物直売所の整備を推進する。 ・直売所を活用した観光との連携モデル構築を図る。 ・「おきなわ食材の店」登録の拡大を図る。 ・「おきなわ花と食のフェスティバル」を開催する。
(林業)	
消費・流通等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄ウッドフェア等を実施する。 ・マスメディアを通じたPR活動の実施を推進する。
(水産業)	
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・観光需要を含めた県内消費動向の把握を行う。 ・食品・観光産業と連携した地産地消を推進する。 ・花と食のフェスティバル、モズクの日等のイベントを開催する。

(3) 農林水産物の高付加価値化対策

本県農産物の付加価値を高める特産品や機能性食品の開発を促進し、マーケティングに基づく加工品の開発、製品の改良、販路開拓等の取組を支援するとともに、島野菜などの伝統的農産物については、生産・流通体制の構築に努める。

また、安定的な需給体制の確立による県産農産物の消費拡大を図るため、観光産業や食品産業と連携し、付加価値の高い加工品及び料理メニューの開発を推進する。

水産業においては、付加価値向上、流通の効率化、観光需要への対応を図るため、モズク、ソデイカ等各地域の水産物の加工品開発を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農産加工の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農産物を活用した加工食品開発及び施設整備対策を行う。 ・島野菜など機能性成分を活用した加工食品開発対策を行う。 ・県内・全国向けの商品開発のモデルを構築する。
地域食材の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・観光等と連携した地域食材を活用した新メニュー及び土産品の開発や伝統料理メニューの活用を促進する。
(水産業)	
水産加工の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・モズク、ソデイカ等の加工品開発を推進する。 ・各地域水産物利用による地域特産品の開発を促進する。 ・海藻類を活用した健康食品・医薬品等の開発に取り組む。

(4) 製糖企業の高度化促進

分みつ糖企業については、経営体質の強化を図るため、一層の製造経費低減や省エネ・環境対策による合理化を推進するとともに、品質管理等に資する製糖設備の整備に対する支援等の経営安定対策を実施する。

含みつ糖企業については、沖縄黒糖の地域ブランドの確立、安定供給に向けた取組等、事業者の共同した取組を促進するとともに、省エネ・環境対策に資する製糖設備や食の安全・安心に対応するため、老朽化した製糖施設の整備に対する支援等の経営安定対策を実施する。

また、さとうきびの多様途利用・総合的利用の促進などに取り組む。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
分みつ糖企業対策	<ul style="list-style-type: none"> ・分みつ糖製造事業者の経営安定を図るため、気象災害に対する影響を緩和するための基金造成を支援する。 ・省エネ・環境対策や品質管理等に資する製糖設備等の整備に対する支援を行う。 ・一部離島地域の置かれた厳しい条件から急激なコスト低減が困難な場合、激変緩和するためのコスト格差助成を支援する。
含みつ糖企業対策	<ul style="list-style-type: none"> ・含みつ糖の生産条件の格差から生ずる不利を補正するための助成を行う。 ・含みつ糖製造事業者の経営安定を図るため、気象災害に対する影響を緩和するための基金造成を支援する。 ・省エネ・環境対策等に資する製糖設備や食の安全・安心に対応する製糖施設の整備に対する助成を行う。 ・沖縄黒糖の地域ブランド確立・安定供給、経営体質強化に向けた取組みについて助成を行う。
さとうきびの総合的な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・さとうきびの多様途利用・総合的利用の促進などに取り組む。

3 農林水産物の安全・安心の確立

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
環境保全型農業に取り組む農家数	件	704(23年度)	1,000(27年度)	1,300件
GAP導入産地数	産地	4	29	54
総合的病害虫防除体系が 確立された作物数	品目	1	3	5
生鮮食品表示の未表示 店舗の割合	%	21 (23年度)	10	5
農業環境コーディネート組織数	組織	0	5	10
水質保全対策整備量 (整備率)	ha (%)	5,748 (32.7)	7,200 (41.0)	8,800 (50.0)

(1) 食品の安全及び消費者の信頼の確保

ア 農林水産物の安全性の確保

消費者の食料の安全・安心への関心が高まる中、県産農林水産物をはじめ流通する農林水産物の安全性に対する信頼を確保するため、食品表示110番の迅速な対応や巡回調査の実施、品質表示に係る検査体制の整備など、JAS法に基づく食品表示の適正化を推進する。

また、米トレーサビリティ法による米穀の適正流通や生鮮食品のトレーサビリティの導入を促進する。併せて、消費・生活、保健、観光・商工等の各分野の関係機関との連携を強化する。

さらに、食品加工施設における衛生管理体制の強化を図るとともに、と畜場におけるBSE全頭検査の継続実施などを行う。特に、牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛のトレーサビリティ制度)の確実な実施を推進し、BSE対策の基礎とするとともに、消費者の信頼の確保を図る。

水産業においても、生産から販売までの高度衛生管理体制の強化を図るため、水揚げ施設、加工施設、販売施設等における衛生管理システムの構築、高度衛生管理施設の整備を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(共通)	
品質表示適正化の推進	・JAS法に基づく品質表示適正化を推進する。
トレーサビリティの推進	・米トレーサビリティ法に基づく米穀の適正流通を促進する。 ・関係者に普及・啓発を行うとともに、安全・安心につながる検査機器やトレーサビリティシステムの導入を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(畜産業)	
飼料の適正使用の推進	・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」の遵守を推進する。
(水産業)	
高度衛生管理の強化	・市場等の衛生管理体制の強化を図り、衛生管理に対応した流通加工施設の整備を推進する。 ・衛生管理マニュアルを策定する。

イ 農薬販売・使用の適正化の推進

本県は周年を通して温暖な気候のため、他県に比べ、病害虫の発生が多いことから、農薬利用による病害虫防除の必要性が高い状況にある。このため、農産物の安全性の確保が重要となり、最小限の農薬使用による効率的な防除の実施が必要となっている。一方で、農薬使用の低減も求められており、これらの技術開発を進めるとともに、普及・定着に尽力する。

また、生産現場においては、農薬による危害や事故の防止を目的に、農薬の適正な使用を促すための講習会等を随時開催するとともに、農薬販売者に対しても適正販売に係る指導を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農薬の適正使用の推進	・農薬の適正使用の啓発飛散防止対策の実施を推進する。 ・出荷前農産物の検査体制の構築を図る。

ウ 農業生産工程管理（GAP）の推進

食品に対する信頼性の獲得については、品質と安全性の保証を基本とするが、近年では、生産工程の管理と記録が重要となり、さらに、従事者の安全確保や環境保全の達成も求められている。

このため、これらのニーズに対応するため、これを確実に実行できる仕組みとして農業生産工程管理（GAP）が提唱されており、国のガイドラインをもとに主要産地への導入を進め、県産農産物の安全確保と環境負荷低減につなげて行く。

本県においては、これらの分野について総合的に産地支援を行なえる人材育成を図っていくとともに、導入モデル産地を育成することで、主要産地におけるGAP導入を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農業生産工程管理（GAP）の促進	・農業生産工程管理（GAP）手法の導入を促進する。

（２）病害虫対策と防疫体制等の構築

ア 特殊病害虫等の根絶と侵入防止

ウリミバエ及びミカンコミバエについては、東南アジア等の発生地域からの侵入を防止するため、県全域において侵入警戒調査を実施するとともに、ウリミバエについては、侵入の危険性が最も高い宮古島・八重山群島及び本島中南部地域に不妊虫放飼を継続的に実施する。併せて、ミカンコミバエについては、侵入の危険性が最も高い八重山地域に誘殺板の航空防除を実施するとともに、南北大東村を除く住宅地域に誘殺板の地上防除を継続的に実施する。

また、国、県、市町村及び農業団体等で構成する特殊病害虫対策本部及び支部会議を開催し、関係機関の密接な連携のもとに一体となった取組を推進する。

久米島においては、かんしょに被害を与えているアリモドキゾウムシ及びイモゾウムシの根絶事業を実施する。

さらに、ナスミバエについては、根絶に向けた取り組みを行い、カンキツグリーンング病や新たな侵入病害虫については、発生状況調査及びまん延防止、侵入防止対策等に努める。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
ウリミバエの侵入警戒調査及び侵入警戒防除	・トラップ調査・寄主植物調査による侵入警戒調査を行う。 ・不妊虫放飼による侵入防止防除を推進する。
ミカンコミバエの侵入警戒調査及び侵入警戒防除	・トラップ調査・寄主植物調査による侵入警戒調査を行う。 ・誘殺板による侵入防止防除を推進する。
アリモドキゾウムシ・イモゾウムシの根絶防除	・トラップ調査・寄主植物調査を実施し、久米島における不妊虫放飼による根絶防除、沖縄全域における根絶防除に向けた基本計画の策定を図る。
アフリカマイマイの被害軽減防除	・そ菜類ほ場及び周辺における薬剤防除を推進する。
病害虫の侵入及び異常発生対策	・ナスミバエの根絶に向けた取り組みを行う。 ・カンキツグリーンング病等侵入病害虫等の発生状況調査及び防除対策を行う。

イ 鳥獣害対策の推進

本県においては、カラス、イノシシ、シロガシラ等をはじめとする鳥獣により、多く

の農作物が被害を受けており、食料の安定供給を妨げる要因の一つとなっている。

現在、銃器やわな等による個体数調整に加え、侵入防止柵や施設の整備により被害軽減に向けた取組みを行なっているが、特にカラスによる被害は依然として高止まり傾向にある。

今後は、生産現場においてより効率的かつ効果的な取組みを検証・普及することにより、生産者が安全・安心な食料供給を行なえる生産環境の整備を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
鳥獣被害防止対策の推進	・効果的な鳥獣被害防止柵、施設の整備を推進する。 ・捕獲等の個体数調整の条件整備（捕獲担い手の育成、箱わなの整備、銃器駆除の適正実施の推進等）を図る。

ウ 特定家畜伝染病危機管理体制等の強化

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病は、台湾・中国をはじめとする沖縄周辺のアジア諸国で頻発している。ひとたび口蹄疫などが発生・拡大した場合、畜産業のみならず観光をはじめとする県経済に莫大な損失をもたらすこととなる。

本県は地理的環境や地域特性を生かし、国際物流拠点・海外観光客誘致などアジア・太平洋地域を焦点とした振興施策を推進しており、一方で、振興発展に伴う人・物の増大は、口蹄疫などの家畜伝染病の発生や拡大するリスクが非常に高まることが懸念される。

そのため、県経済の振興と発展を安定的なものとするため、各関係機関と連携した特定家畜伝染病の危機管理体制の強化及び家畜保健衛生所、家畜衛生試験場を中心とした初動防疫体勢および飼養衛生管理基準遵守指導の強化を図る。

(3) 環境保全型農業の推進

ア 環境に配慮した病虫害防除対策の推進

環境への負荷を可能な限り低減した農業生産を行うため、病虫害防除の際に、農薬使用を低減しつつ農産物を安定生産することが求められている。そのため、IPM（総合的病虫害・雑草管理）の考えに基づいた防除技術の確立及び推進を図る。

技術確立にあたっては、病虫害が発生しにくい環境を整備するために、定植前の耕種的防除または抵抗性品種の導入等を組み合わせた技術を確立する。また、防除要否及び防除タイミングの判断をするために、発生予察情報の活用や粘着板などを活用して圃場での病虫害発生状況を判断できる技術を確立する。さらに、防除の際には農薬利用のみではなく、フェロモン剤の利用、物理的防除や天敵等を活用した生物的防除を組み合わせる技術の確立を行う。

技術の推進にあたっては、個々の技術を体系化したIPM実践指標を基に、IPM実

実践地域の育成を通して技術の普及を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
天敵を活用した防除技術の実用化	・実証ほの設置を行い、効果、安全性等のデータを集積し、実用化を図る。
病害虫の発生予察	・病害虫の発生状況、気象、作物の生育状況等の調査を実施し、その後の病害虫の発生を予測し、それに基づく情報を農業関係者に提供する。
病害虫の総合防除技術の導入定着	・防除水準を勘案した難防除病害虫等の防除・管理体系の開発と導入定着を図る。

イ 資源循環型農業の推進

農業生産の基盤である土づくりについては、土壌診断を推進し、適正な施肥について助言・指導を行う。

また、自然循環機能の維持による地力の増進を図るため、堆肥や緑肥鋤込み等による土づくり対策を支援する。

さらに、土づくりと併せて、化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に取り組むエコファーマー及び特別農産物生産農家を育成・支援するとともに、有機農業の支援体制整備を進め、環境保全型農業を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
持続性の高い農業生産方式の普及促進	・化学合成農薬及び化学肥料の使用低減等、持続可能な農業の推進を図る。
生産性の高い土づくり技術の普及推進	・土壌診断に基づく土づくり、適正施肥を推進する。
特別栽培農産物認証制度の周知・促進	・特別栽培農産物認証制度の消費者等への普及・啓発を図るとともに申請者に対する認証手続きに係る助言・指導を行う。
有機農業の推進	・化学肥料及び化学合成農薬不使用の条件下における農業生産技術の開発を図る。

ウ 家畜排せつ物等リサイクルシステムの推進

(ア) 家畜排せつ物等リサイクルシステムの推進

バイオマスを活用した方策に沿って、環境と調和した資源循環型社会への構築に努める。家畜排せつ物等有機性資源の有効活用を促進するため、耕種部門との連携により、畜産、食品、林野、水産等も含めた広域連携型の資源循環システムの強化を図る。

このため、家畜排せつ物の適正処理・循環利用を促進する各種補助事業、リース事業、制度資金の効率的な活用を図る。

また、畜産農家の環境保全意識の向上と指導の徹底を図り、持続性のある畜産経営体を育成するとともに、食品残渣等を安全で高品質の家畜飼料として再生するエコフィードの利用を推進する。

さらに、さとうきびについては、砂糖を生産する際の副産物である糖蜜を活用したバイオエタノール燃料を含めさとうきびの総合利用を促進する。

ソデイカ、魚類等の水産物加工過程で排出する残渣利用を促進し、加工残渣利用技術の開発、食品等への再利用を推進する。

(イ) 生産資材廃棄物の適正処理

農業用廃プラスチック資材等の適正処理を推進するため、県協議会により市町村等の関係機関に対し、農業用廃プラスチック適正処理対策協議会の早期設立の指導や各地域において農業用廃プラスチックの回収、処理体制を確立する。

また、排出量を抑制するために、生分解性マルチ等の活用について啓蒙普及活動を実施する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
家畜排せつ物処理の適正化対策及び処理施設整備対策	・畜産経営環境保全実態調査による環境対策必要箇所の調査及び家畜ふん尿処理施設の整備を行う。
簡易低コスト家畜排せつ物処理施設	・簡易で低コストかつ処理が確実に行われる処理施設の普及促進を図る。
エコフィードの生産供給体制の整備	・食品残渣等の飼料化に必要な条件の整備を図る。
加工残渣利用技術開発化	・ソデイカ加工残渣食品化技術の民間移転を図る。
農業用廃プラスチック適正処理の推進	・市町村、農業協同組合等で構成される廃プラスチック適正処理対策協議会を設立し、回収、処理の方法、料金の設定等について検討することにより、適正な回収、処理体制を確立する。 ・生分解性マルチ資材の現地実証展示等による実用化検討及び農業用廃プラスチック排出抑制資材等の活用について啓蒙啓発を図る。

エ 赤土等流出防止対策の推進

赤土等流出防止対策としては、赤土等流出の実態に応じた農地等の各種発生源対策の強化、既存対策施設の適切な維持管理、流出防止技術の研究開発、堆積土砂対策の検討など総合的な取り組みを推進するほか、地域協議会の設立や活動の支援など農漁業者や開発業者を含め地域や住民と一体となった取り組みを進める。

このため、地域全体の総合的な対策推進計画である農地対策マスタープランの県内各地への展開とともに、農家、地域住民及び地域の行政で構成する地域協議会等を通じ、これら対策に対する評価・支援を行うことで、持続的で効率的な赤土等流出防止対策を推進する。

さらに、赤土等流出防止の土木的対策を引き続き積極的に進めるとともに、沈砂池や水路等に堆積した土砂の除去等維持管理を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
赤土等流出防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・既存農地からの赤土等流出防止対策施設（沈砂池・勾配抑制等）の設置を行う。 ・赤土等流出防止対策施設の堆積土砂の除去を行う。 ・地域ぐるみの共同活動で実施するグリーンベルトの設置・管理や畑面植生等に対する支援を図る。
削減目標の設定と総合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農地からの赤土等流出防止対策技術の開発と実証を図る。 ・開発・実証された対策の展開、普及啓発、定着及び持続的な営農との両立を図る。 ・農地で対策可能な目標削減量を設定し、営農及び土木的対策の総合的対策を図る。

4 農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
農業就業人口	人	22,575	20,300	20,300
漁業就業者数	人	3,929	3,740	3,790
新規就農者数(累計)	人	244	1,500	3,000
認定農業者(累計)	経営体	3,045	3,250	3,500
耕作放棄地解消面積 (解消率)	ha (%)	140 (20)	350 (50)	700 (100)
農業共済加入率	%	畑作物 40 園芸施設 16	70 70	70 70
家族経営協定締結数	戸	488	580	670

(1) 担い手の育成・確保

ア 新規就農・就業による担い手の育成・確保

農林水産業就業者の高齢化が急速に進行していることから、青年就農・就業者の育成・確保が急務である。そのため、農業大学校等の研修教育施設やカリキュラムの充実など、担い手育成対策を推進する。さらに、農業大学校卒業後、意欲的に就農を希望する人材などに対し農業経営資源（技術・農地・資金等）を効果的に活用し、就農相談から就農定着まで一貫した支援を推進する。

また、新規就農者は、安定的な所得確保が大きな課題となっていることから、青年就農給付金事業を活用し、就農前後の青年新規就農者に対する給付金の給付を行うことにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の増大を図る。

就農・就業後は、普及指導機関における重点指導対象として、技術・経営の指導強化を図る。

イ 多様な担い手の育成・確保

農林水産業に対する理解を促進し将来の担い手を確保する観点から、農林水産業関係機関と教育関係機関の連携の下、小中学生等の農林水産業体験学習の場の設定などの取組を支援する。また、近年は、農業に関心を持つ県民も多く、特に定年帰農者や他業種からの農林水産業への新規参入等による就農・就業が増加傾向にあり、農業大学校等の研修教育施設でも中高年者の研修生が増えている。一方、高齢者にあっても高度な技術伝承者として産地及び地域の農林水産業を現役として担っている貴重な人材であり、これらの高齢農業者についても、世代をつなぐ橋渡し役として位置づけ支援する。並びに新規就農者や青年農業者等、将来の農業担い手を確保するため、「人・農地プラン」等に基づき一貫した取り組みを支援する。

また、観光業・食品加工業等異業種との連携を推進するなど、生産から販売までを視野に入れた経営を展開する担い手の育成・確保に努める。

林業においては、林業後継者等に対して森林・林業全般にわたる基礎的な技術、知識を習得させるため林業教室を開催する。また、林業技術・知識の向上及び地域の自主的な実践活動を促進するため、林業後継者等による林業研究グループの結成を促進する。

水産業においては、漁業就業支援推進協議会を主体とした就業希望者と雇用者とのマッチング会等を通し、担い手確保に努めるとともに、青年漁業士養成講座や地域巡回指導により、若年漁業者の技術経営力向上を図る。

実施事業の内容（ア新規就農・就業による担い手の育成・確保、イ多様な担い手の育成・確保）

事業項目	事業内容
(農業)	
農業研修教育施設の整備等	・新規就農者の育成・確保のため、農業大学校等施設整備を行う。
新規就農等促進総合支援	・新規就農者や他産業からの離職就業者に対する就農相談活動を実施する。 ・就農啓発活動等及び青年農業者の組織活動や研修会等を支援する。
就農支援資金の貸付	・新規就農者や青年農業者に対し、研修資金や施設等整備資金を無利子で貸付する。
新規就農者への一貫支援	・新規就農チャレンジ農場等の整備を行う。 ・新規就農コーディネーター及び農産加工アドバイザーの配置を行う。 ・就農にあたっての農業機械、施設等及び農産物加工施設等の整備を行う。
給付金の給付	・研修段階にいる新規就農希望者（最長2年間）及び就農直後の新規就農者（最長5年間）に対し、収入が不安定な時期に青年就農給付金を給付することによって、新規就農者の農業への定着化を図る。
「人・農地プラン」の作成支援	・人・農地問題解決推進事業により、市町村における「人・農地プラン」の作成を支援する。
(林業)	
新規就業者の育成・確保	・林業教室の開催を行う。 ・林業研究グループの結成及び活動支援を行う。
(水産業)	
新規就業者の確保	・就業希望者支援フェアを開催する。 ・少年水産教室による漁業体験学習会等を実施する。 ・新規就業者等への指導を行う。

ウ 経営感覚に優れた担い手の育成

望ましい農業構造を実現するため、農協など関係機関と連携した沖縄県担い手育成総合支援協議会、市町村担い手育成総合支援協議会による認定農業者、農業法人等の育成・確保ための施策を推進する。特に「効率的かつ安定的な農業経営」を目指す認定農業者等を育成することとし、農業経営基盤強化資金の融資、各種補助事業の導入等を図るとともに、農業経営基盤強化促進基本法等に沿って、経営改善などフォローアップの推進や農地集積等の支援を行う。また、経営改善に取り組もうとする経営体と産地に対し、コンサルティングや資質向上を図るための研修会の開催等により生産技術の向上、経営管理能力の向上を図る。

林業においては「沖縄県林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想」等に基づき、林家等の林業経営体及び森林組合等の林業事業の育成を図る。一方、「沖縄県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に基づき、林業労働力確保支援センターを中核として林業就業者を支援するほか、林業退職金共済制度の加入の促進を図る。

水産業においては、地域の中核となる漁業者への指導を通して、人材の育成を図るまた、水産業改良普及センターにおいて漁業士の養成を進めるとともに、交流学习会を開催し、担い手となる漁業者の確保や漁業士の各種活動への支援を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
認定農業者の育成	・認定農業者の育成及び支援を実施する。
担い手育成のための施設整備等	・認定農業者の育成等を通じて効率的・安定的な経営体を育成するため、総合的な条件整備を推進する。
カウンセリング活動の実施	・日頃の巡回指導を通して農業技術、経営の改善に向けた支援を実施する。
コンサルティング活動の戸別実施	・経営状況調査、経営改善計画作成、経営改善に向けた支援を実施する。
ステップアップ講習会の開催	・単式簿記、複式簿記、経営診断、作業体系検討などを農業者の習得段階に応じて実施する。
(畜産業)	
畜産経営体支援指導推進協議会	・畜産経営支援指導に係る基本方針の策定等を行う。
個別支援指導（経営診断等）	・経営診断に基づく経営体改善指導を行う。
畜産関係情報の提供	・畜産経営に関する情報のデータベース化を図る。
畜産研究センターを利用した実技研修	・畜産に関する新技術の導入定着を図るための検討等を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(林業)	
林業担い手の育成	・経営診断等に基づく経営改善指導を行い、林業事業体を育成・支援する。また、リーダー養成研修の実施等による教育訓練の充実や林業従事者の福利厚生対策を通じて、林業就業者の育成・確保を図る。
(水産業)	
中核となる担い手の確保	・水産業改良普及センターにおいて漁業士の養成を進め、経営指導等交流学習会等を実施し、担い手となる漁業者の確保や漁業士の各種活動への支援を行う。

エ 担い手の法人化の促進による生産組織等の強化

認定農業者など経営の法人化を志向している者や経営の熟度が深まっている担い手等については、積極的に法人化を推進する。そのため、県、市町村担い手育成総合支援協議会や市町村等産地協議会、生産部会、受託組織等との連携による支援体制の構築とフォローアップを推進する。

特に、地域農業・拠点産地を担う農業士等の青年農業者については、農業後継者基金等の活用や農業技術向上のための研修教育施設等の整備及び農業技術、知識の習得のための推進体制の強化により、法人化に向け誘導する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農業担い手への法人化支援	・農業経営トップランナー事業等により、法人化志向農家等に対して、積極的に法人化を支援する。

オ 農山漁村女性の活動支援及び地域リーダーの育成・確保

地域農業の持続的な発展と活性化を図るため、女性農業者や青年農業者、高齢者の経営参画を促進し、女性農業者等が農業経営の担い手であり、また経営者であるという位置づけを明確にするため、「家族経営協定」を推進し、農業経営の複合化・多角化を支援する。

特に、農村女性・高齢者は、地域の食文化の維持・継承等においても重要な役割を果たしていることから、地産地消を視野に入れた農業生産活動及び加工・流通・販売に至るまでの6次産業化に向けた活動を支援し、先駆的な人材の育成、産地育成に取り組む必要がある。

さらに、農山漁村の良き伝統や文化を残しつつも、経済発展の原動力となるイノベーションを起こすべく、次代の地域リーダーとなる若手女性農業者の育成・確保が必要となっている。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
地域農業・農村リーダー育成と確保	・家族経営協定の推進や認定農業者、女性農林漁業士の育成、農業委員・審議委員等への登用促進等、農村女性のキャリアアップ活動を支援すると同時に、農山漁村男女共同参画プランの推進を行う。
女性農業者等のキャリアアップ推進	・若手女性農業者の発掘及び育成と後継者や高齢者が経営参画できる活動支援を行い、地域農業を牽引するリーダーの育成を行う。 ・指導農業者、青年農業者、女性農業者等の認定を行い、地域リーダーを育成・確保する。
女性農業経営者の育成・支援	・職業マインドの醸成と農業経営の多角化を図り、農村女性の能力発揮、農家所得の向上を図り、自立できる農業経営の確立を支援する。

(2) 農地の有効利用と優良農地の確保

ア 農地の有効利用

認定農業者等担い手に対する農用地の利用集積に向けた取り組みを強化するため、「人・農地プラン」や農地保有合理化事業等を活用した施策を推進するとともに、農地等の効率的な利用、遊休農地の解消及び有効利用を図るため、関係機関等との連携を密にし、農地情報の共有及び提供、集積斡旋等を行いつつ、規模縮小農家や離農者等の農地や耕作放棄地等を新規就農者や認定農業者等担い手へ加速的に集積していく。

また、農業担い手の育成・確保が困難な地域においては、農地の有効活用を図る観点から、企業等の農業参入を促進するために必要な支援を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農地の有効利用	・農地データバンク等の農地情報を活用し新規就農者、認定農業者を中心とした、担い手への農地の流動化を促進する。
耕作放棄地の解消	・耕作放棄地の解消に向けた対策を促進する。

イ 優良農地の確保

農地は農業生産・経営にとって不可欠な資源であり、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ることが重要である。

そのため、農業振興地域制度、農地制度等の適切な運用により、優良農地の保全・確保を図り、担い手への集積、耕作放棄地の発生防止も含め、総合的な支援を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
優良農地の確保	・農業振興地域制度及び農地制度等の適切な運用により、優良農地を確保する。

(3) 農協、土地改良区、森林組合、漁協の機能強化

地域農業の振興と活性化を担う中核組織として農業協同組合は、経営基盤の強化に取り組んでおり、関係機関との連携による支援・指導を行い、経営基盤の強化を促進し、経営の健全化、営農指導体制の充実・強化を図る。

土地改良区においては、農業水利施設等の総合的な管理体制の構築による農家負担の軽減に努めるため、土地改良区の合併、解散を積極的に推進し、脆弱な組織運営基盤の強化を図る。

経営の脆弱な森林組合については、組合の経営基盤の充実・強化を図るため、森林組合連合会を通じた系統組織の強化や合理化に関する各種事業を推進していく。

漁協については、漁協及び系統団体が実施する合併及び事業統合等の活動を支援し、漁協の経営基盤及び組織体制の強化を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農業協同組合の経営健全化支援	・農業協同組合の経営基盤強化に向けた支援指導等を行い、経営健全化を促進する。
土地改良区の強化	・土地改良区の合併等を促進し、組織運営基盤の強化を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(林業)	
森林組合の育成・強化	・森林組合の経営体制の改善指導を行い、経営基盤の健全化を図る。
(水産業)	
漁業協同組合の育成・強化	・漁協の経営基盤及び組織体制の強化を図り、経営不振漁協への支援、指導を推進する。また、漁協合併や事業統合へ向けた組織強化推進協議会への支援を行う。

(4) 金融制度と共済制度、価格制度の充実

ア 金融制度の充実

農業については、経営意欲と能力のある担い手の円滑な資金調達を支援するため、農業経営改善関係資金及び農業負債整理関係資金等に対する利子補給及び利子助成、債務保証を行う農業信用基金協会に対する支援等を総合的に実施する。

また、農業者の借入申込等の円滑化を図るとともに、融資後の経営改善が確実に達成されるよう、関係機関との連携により、特別融資制度推進会議等の円滑かつ適切な運営を図る。

林業については、林業者・木材産業事業者等の経営の改善、林業に係る労働災害の防止及び林業後継者の養成確保等に対して、中・短期の資金を融資する他、債務保証制度

を活用し、安定的な林業経営や環境整備の充実を図る。

水産業については、漁業者等の資本装備の高度化と漁業経営の近代化を図るため、漁協系統機関が行う長期、低利の施設資金等の貸付に対し県が利子補給をするとともに、沿岸漁業改善資金による融資を行う。

また、台風や干ばつ等の自然災害による農林漁業経営への影響を緩和するため、農業災害資金及び農漁業負債整理関係資金の融通、経営管理指導の徹底を図るとともに、農業者が農業災害資金を借り入れる場合に利子助成を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農業経営改善関係資金	・担い手の農業経営の改善に必要な長期資金が的確に供給されるよう、農業近代化資金に対する利子補給、農業経営基盤強化資金に対する利子助成等を行う。また、沖縄振興開発金融公庫、農業協同組合等が融資する農業経営改善関係資金の貸付が円滑に行われるよう、特別融資制度推進会議等の適切な運営を図る。
農業負債整理関係資金	・負債の償還が困難となっている農業者の償還負担の軽減が図られるよう、農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給等を行う。また、沖縄振興開発金融公庫、農業協同組合等が融資する農業負債整理関係資金の貸付が円滑に行われるよう、沖縄県農家負債対策協議会等の適切な運営を図る。
農業信用基金協会債務保証	・農業者が農業関係資金を借り入れる場合の機関保証が円滑に行われるよう、農業信用基金協会が積み立てる特別準備金に対する助成等を行う。
(林業)	
林業・木材産業改善資金	・林業・木材産業の経営改善、労働福祉施設、林業者養成確保を図る。
造林資金	・市町村の造林事業の円滑化を図る(沖縄振興開発金融公庫)。
農林漁業信用基金債務保証	・林業者等の経営改善に必要な資金の融資機関からの借り入れに係る債務の保証を図る。
(水産業)	
漁業近代化資金	・漁業関係機器施設資金への利子補給を行う。
沿岸漁業改善資金	・経営改善資金等の無利子融資を行う。

イ 共済制度の充実

農業共済については、共済加入者に対する営農活動の支援や地域の共済部長等の未加入農家に対する加入推進活動の支援等沖縄型の共済制度の推進や農業振興策との連携により共済加入を促進し、制度の普及・啓発を図る。

漁業共済については、資源管理・漁業所得補償対策制度の活用等により、加入率の増加に努める。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農業共済加入促進支援事業	・沖縄型の共済制度の推進のため、農業共済組合の普及推進事業等を支援し、加入促進を図る。
(水産業)	
共済制度の強化	・漁獲共済、クルマエビ等養殖共済の加入促進を図る。 ・資源管理・漁業所得補償対策制度の活用を推進する。

ウ 価格制度の充実

野菜については、計画的・安定的な生産出荷を推進し、消費者への安定的な野菜の供給と価格制度の的確な運用を推進する。

パインアップルについては、加工原料用パインアップルを計画的・安定的に供給するとともに、生産振興と農家経営の安定に資するため、価格制度の効果的な運用を推進する。

畜産については、牛、豚、鶏の安定生産に努めるとともに、価格制度の効率的な運用を推進する。

水産業については、モズクの計画生産体制の確立を推進するとともに、豊漁時における価格安定対策として、生産量の一部を調整保管することにより価格の維持安定に努める。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
野菜価格安定制度	・野菜価格の著しい低落により野菜の再生産が阻害されないよう、一定の水準以下に価格低落があった場合に補給金を交付する。
加工原料用パインアップルの価格安定制度	・加工原料用パインアップルの価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付する。
(畜産業)	
肉用子牛生産者補給金交付制度、沖縄県和牛子牛価格特別対策	・全国平均販売価格が基準価格を下回った場合、補給金を交付する。 ・県内平均販売価格が基準価格を下回った場合、価格特別対策補給金を交付する。
肉用牛肥育経営安定特別対策事業	・各四半期の粗収益（全国平均）が生産費（全国平均）を下回った場合に、その差額の8割を基金から補てんする。
肉豚価格安定対策	・肉豚価格が基準価格を下回った場合、補てん金を交付する。 ・余剰部位の県外移出を推進し、県内豚価の安定を図る。
加工原料乳生産者補給金交付金	・需要動向に応じた加工原料乳の生産確保と併せて経営の安定を図るため、加工原料乳生産者に補給金を交付する。
鶏卵価格対策	・卵価格が基準価格を下回った場合、補てん金を交付する。
(水産業)	
モズク価格の安定	・計画生産体制の確立を図る。 ・豊漁時等、価格低迷時に生産量の一部を保管することにより価格安定を図る。

5 農林水産技術の開発・普及

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
品種登録数	件	26	34	41
農林水産技術の試験研究機関による特許等出願件数	件	24	30	35
普及に移す技術	件	64	325	650
技術普及農場の設置数	件	70	350	700

(1) 新技術の開発と試験研究機関の整備

ア 農業の試験研究

農業については、先端技術を利用したさとうきび、パインアップル、水稻等をはじめ、野菜、花き、果樹等の重点品目について先端技術を利用した画期的な品種の開発を行うと同時に、収益性向上につながる沖縄型低コスト栽培技術の開発、在来有用遺伝資源の保全と活用等を推進する。また、沖縄の特殊な環境条件下で有利生産できる特用作物（茶、ばれいしょ、いぐさ、田芋、薬用作物等）の安定栽培技術を開発する。農産物の機能性等に着目した利用加工技術や鮮度保持など流通システムの開発を行う。

さらに、天敵、不妊虫放飼等を利用した病害虫防除や環境に配慮した土壌生産力の増強等、環境保全型農業技術の開発をはじめ、沖縄型低コスト耐候性施設及び省力機械化技術の確立及びバイオマス利活用等、地域のニーズに応える研究開発を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農業関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・さとうきび・パインアップル等の新品種の育成及び栽培技術の開発を行う。 ・新たな産業化につながる新規工芸作物の導入および栽培技術に関する研究を開始する。 ・天敵等病害虫防除技術の開発を行う。 ・農産物利用加工・流通システムの開発を行う。 ・園芸作物等新品種育成、生産者の収益性向上、低コスト・省力化等が図れる栽培技術、農業機械、栄養診断技術等の開発を行う。 ・主要園芸品目の土壌診断システムおよび施肥基準を作成する。 ・土層改良法の開発を行う。 ・在来有用遺伝資源の保全と利活用を行う。 ・経営体の育成方針、園芸品目の高収益経営手法の研究を行う。
農業関係試験研究に係る施設備品整備	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な調査、分析を行うために必要な研究施設の整備及び備品の導入を行う。

イ 畜産の試験研究

畜産については、おきなわブランドの確立に向け、本県の亜熱帯地域の気象条件に適した優良品種を確保するため、肉質がよく良好な発育特性を保有する遺伝能力の高い

種雄牛を造成するとともに、琉球在来豚アグーのDNA解析研究を進め育種の方向性を探る。さらに、山羊の生産振興のため、肉用山羊の効率的増殖技術及び肥育技術を確立させる。また、暖地型牧草の多年利用を図るため、本県の自然環境に適応した新品種牧草の育成と利用技術開発を行う。

環境と調和した農林水産業の推進を図るため、未利用資源の有効活用技術、物質循環を考慮した畜産環境保全技術の研究開発を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
畜産関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の特性を生かした畜産育種改良技術に関する研究を行う。 ・亜熱帯地域に適応した畜産生産技術に関する研究を行う。 ・環境と調和した持続的畜産技術に関する研究開発を行う。 ・畜産振興のための行政施策と連携した研究事業を推進する。
畜産試験研究に係る施設備品整備	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な調査、分析を行うために必要な研究施設の整備及び備品の導入を行う。
家畜衛生関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス・細菌性疾病の調査研究を行う。 ・寄生虫・原虫による家畜疾病の調査研究を行う。 ・人獣共通感染症の防除研究を行う。 ・家畜衛生検査事業を行う。 ・伝染病対策のため病性鑑定を行う。 ・原因究明のためのBSE検査を行う。
家畜衛生試験研究に係る施設備品整備	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な検査、診断を行うために必要な施設の整備及び備品の導入を行う。

ウ 森林・林業の試験研究

森林・林業については、森林の持つ多面的機能を高度に発揮することによる地球温暖化防止等の環境保全や災害に強い森林づくりの研究開発を行う。

また、県産木材の高付加価値化と利用促進のため、県産木材高度利用技術の研究開発や森林資源の新たな利用開発及び特用林産物の生産拡大に向けた研究開発を行う。

さらに、持続可能な森林経営のため、森林環境・生物相に配慮した森林管理の開発を行うとともに、松くい虫被害の軽減を図るため、天敵を用いた防除技術の確立、抵抗性マツの育種母樹の選抜及び森林病虫害被害から森林を保護する研究開発を行う。また、緑地景観の保全・形成のため、郷土樹種を主体とした緑化技術研究を推進する。

これらの高度な森林・林業技術開発を推進するため、大学・他研究機関との連携を強化するとともに、森林資源研究センターの移転整備を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
森林・林業関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い森林をつくる技術の開発を行う。 ・森林環境・生物相に配慮した森林管理手法の開発。 ・森林を病害虫から保護する技術の開発を行う。 ・森林資源を活用する技術の開発を行う。 ・緑豊かな環境をつくる技術の開発を行う。
森林・林業試験研究に係る施設備品整備	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な調査、分析を行うために必要な研究施設の整備及び備品の導入を行う。

エ 水産業の試験研究

水産業については、マグロ類やソデイカなどの回遊性資源の効率的利用技術開発を行うとともに、減少傾向にある沿岸資源の管理技術開発を行い、漁船漁業の振興を図る。

また、モズクなどの既存養殖対象種の生産安定化技術開発と新規養殖種の種苗生産・養殖技術開発を行うとともに、魚病対策を含む、安定した魚介類養殖生産管理システムを開発して養殖業の振興を図る。

沿岸域生態系で極めて重要な役割を果たしているサンゴ類は近年深刻な水準まで減少している。このため、サンゴ礁生態系の保全技術等を開発する。

マグロ類やソデイカなどの漁場形成に大きな影響を及ぼす海洋構造の効果的な調査を進めるため、水産海洋研究センターの調査船” 図南丸 ” の代船建造計画を進める。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
水産業関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・パヤオ、ソデイカ等沖合漁業の省力化省エネ化のための調査研究を行う。 ・マチ類、ハタ類、フエフキダイ類等資源管理手法の開発を行う。 ・魚介類種苗生産技術の開発を行う。 ・魚介類養殖技術の開発を行う。 ・魚病の防疫技術の開発を行う。 ・安定した養殖生産管理システム開発を行う。 ・サンゴ礁生態系の保全・再生技術開発を行う。 ・水産加工品開発に関する研究を行う。
水産業試験研究に係る施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な調査、分析を行うために必要な研究施設の整備及び備品の導入を行う。 ・老朽化している調査船” 図南丸 ” の代船建造に向けた準備を開始する。

オ 海洋深層水の試験研究

水産分野については、クルマエビ種苗量産技術の改良やアサクサノリの陸上養殖大量培養実証試験等を行い、水産業の振興に資する。

また、観賞用深海生物の可能性を探るため、エビ類等の種苗生産研究に取り組む。

農業分野については、農業研究センターとの連携を図り、海洋深層水の冷熱を利用した地中冷却栽培方式による研究を行う。

今後とも海洋深層水を活用した技術開発を推進し、農林水産業の振興を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
海洋深層水関係水産業関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・クルマエビ種苗量産技術の改良を行う。 ・観賞用深海生物の種苗生産技術の開発を行う。 ・海洋深層水冷熱を利用した高収益農作物栽培技術の開発を行う。

カ 熱帯・亜熱帯農林水産技術の国際交流の促進

農業においては、ミバエ類やさとうきび、熱帯果樹等の病虫害防除法や畜産における牧草の育種など、関係する地域の研究機関との連携に努めるとともに、JICA（国際協力機構）等を通じて、東南アジア諸国や太平洋諸国を中心に、農業研究センター等において農業技術者の研修生の受け入れや研究者の派遣を行う。

林業においては、きのこ、特用樹類等の生産技術及び早生樹種等の造成技術の向上を図るため、海外の研究機関との連携を強化するとともに台湾や東南アジア諸国等へ研究者の派遣を行う。

水産業においては、JICA（国際協力機構）やOFCF（海外漁業協力財団）などを通じて、東南アジア諸国や太平洋諸国からの研修生を水産海洋研究センター及び栽培漁業センター等に受け入れるとともに、本県からの研究者等を派遣し、熱帯海域における双方の水産技術の向上を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
海外研修生の受け入れ	・JICA（国際協力機構）等海外研修生を受け入れる。
(林業)	
海外研修生の受け入れ	・JICA等海外研修生を受け入れる。
海外への技術者派遣による技術の向上	・JICA等の研修を活用した海外への技術者の派遣等を行う。
(水産業)	
海外研修生の受け入れ	・JICA及びOFCF（海外漁業協力財団）等海外研修生を受け入れる。
海外への技術者派遣による技術の向上	・JICA等の研修を活用した海外への技術者の派遣等を行う。

キ 知的財産の保護活用

知的財産の保護活用については、ゴーヤーや小ぎく、パインアップル、牧草等の品種

育成など、高品質で商品価値の高い農林水産物や地域の特色・機能性等を有する農林水産物、食品開発、その他の技術開発など研究成果の知的財産の適切な保護活用を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
品種登録・特許等の保護活用	・県の試験研究機関で開発された独自の農林水産技術等について、種苗法や特許法等に基づく各種知的財産制度の活用を促進する。

(2) 農林水産業技術の普及と情報システムの整備・強化

ア 農業技術の普及

農業については、高度かつ多様な農業者のニーズに応えるため、農業革新支援専門員、普及組織、試験研究機関、行政、農業関係団体等と連携して、実証ほや展示ほ等を設置し、新技術の普及や産地・地域の課題に応じた技術の普及を迅速に行う。

また、効率的・効果的に新技術を普及するため、栽培技術や病害虫防除技術、気象情報や市況などの農業情報のデータベースを一元化し、農業技術情報センター機能を確立させ、地域においては、農業技術の情報発信基地として、農業改良普及センターの普及指導機材・情報機材等を充実させ、科学的かつ適切な農業技術の普及と地域課題に対応できるよう体制を整備する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農業技術の普及	・関係者の合意形成を図り、効率的で収益性の高い農業組織の育成及び地域の活性化を図る。 ・農業の担い手の育成・確保や農業技術の普及指導を行う。
農業技術の普及 新技術導入広域推進	・試験研究機関等と連携した新技術の実証及び普及を行う。
調査研究の実施	・農業・農村の課題について科学的な調査・分析を行い現場の課題解決に活用し情報を共有する。
農業技術情報センター 機能の充実	・農業情報データベースを一元化し、インターネットを活用した情報提供を行う。
指導機材の整備	・現場における指導体制を強化するために現地診断車や指導機材を整備する。
農業技術情報の提供	・農業者に対して新技術や農政の課題等を迅速に提供するために農業改良普及センター便り等を発行する。

イ 林業技術の普及

林業については、林業者の活動を支援するため持続可能な林業技術や多様な森林活用による林業経営の先進的事例等の情報を幅広く収集・蓄積・分類し、データベースの整備充実を図り、林家等とのネットワークの構築を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
林業技術の普及	・林業普及指導事業の推進を図る。
地域林業研究会リーダーの育成	・リーダー育成等の交流セミナーの開催を行う。
林業者及び後継者の育成	・多様な林業技術指導、現地学習会を行う。
森林・林業教育の推進	・森林環境教育を推進し、林業関係高校生や緑の少年団、学校教育関係者及び森林ボランティア指導者の育成等を図る。
林業技術情報の提供	・先進事例情報の収集とネットワークの整備を図る。

ウ 水産業技術の普及

水産技術の研究成果を浸透させるため普及職員と研究機関との連携強化を図りながら、水産業改良普及指導員による各地域への巡回指導を強化するとともに、生産者会議、各種交流学習会を通じて情報提供に努める。

また、漁船漁業や養殖業の効率化等を図るため、沖縄近海の海洋観測等を実施するとともに、衛星画像、その他の海況情報等を収集し、インターネット等を利用した情報提供の充実を図る。

さらに、付加価値の高い生産物の安定供給を図るため、メカジキ新漁法など現場実践型の技術改良を実施する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
水産技術の普及	・水産業改良普及事業の推進を図る。
海洋観測、漁況情報の収集及び情報提供	・海洋観測調査、市場における漁獲統計調査による漁海況情報発刊、ホームページによる情報提供を行う。

6 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
農業用水源整備率	ha (%)	22,953 (56)	24,700 (63)	26,700 (68)
かんがい施設整備率	ha (%)	17,107 (42)	19,200 (49)	21,600 (55)
ほ場整備率	ha (%)	19,043 (54)	20,200 (61)	21,600 (65)
造林面積	ha	4,906	5,146	5,346
流通拠点漁港の陸揚 岸壁の耐震化量(耐震化率)	m (%)	902 (52)	1,300 (75)	1,470 (85)
漁船が台風時に安全に 避難できる岸壁整備量(整備率)	m (%)	3,478 (61)	4,685 (70)	5,085 (75)
更新整備された浮魚礁数 (更新整備率)	基 (%)	0 (0)	38 (54)	71 (100)
保全対象松林における 松くい虫被害量	m3	1,433	1,228	1,053
保安林の防風・防潮林整備面積	ha	533 (H23)	563	593

(1) 沖縄の特性に応じた農業の基盤整備

ア 農業生産基盤の整備

農業用水の安定供給を図るため、地域特性に応じた多様な整備手法を用いた水源開発を推進していく。

かんがい施設については、地域の営農形態や供給水量に応じてスプリンクラーや給水栓等の整備を行う。また、効果の早期発現を図るため、給水所による段階的整備を行う。

なお、十分な水量を確保できない地域においては、点滴かんがい等の節水かんがい方式の導入を図る。

さらに、農業水利施設の維持管理費の低減を図るため、適切な管理と適期の点検・補修による施設の長寿命化を検討し、再生可能エネルギー導入による維持管理費の節減を図る。

ほ場については、機械化を可能とする区画整理や、地域特性や営農形態に応じた土壌・土層の改良、農地防風施設等の設置を促進するとともに、担い手への集積や耕土の流出防止対策等の周辺環境・景観に配慮したきめの細かい整備を推進する。

また、老朽化等により、安全な通行が維持できない状態に陥ることが予測される農道については、保全対策事業の導入を図る。

畜産については、草地や畜舎等畜産基盤を総合的に整備することで、受益農家の規模拡大を図り、経営の安定化及び効率的な肉用牛生産を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農業用水源の確保	・地下ダム、ため池、貯水池の整備を行う。
かんがい施設の整備	・ファームポンドの設置、用排水路の設置、給水所・給水栓・スプリンクラーの設置等の整備を行う。
ほ場の整備	・区画整理、客土、土層改良、暗渠排水等の整備を行う。
(畜産業)	
草地及び牧場施設等の整備	・草地、牛舎、堆肥舎、農具庫の整備及び農機具等の導入を行う。

イ 農地及び農業用施設の保全

農業を持続的に展開するには、農地や農業用施設を災害から未然に防止し、農業経営の安定とともに、所得の向上を図ることが肝要であることから、県土保全を含めた農地防災対策の役割は極めて重要である。このため、日頃から防災上危険な地域の把握を行い、対策事業の立ち上げを行うとともに、連絡体制等の強化を図る。

また、台風等の影響を強く受ける沖縄の気象条件や浸食しやすい土壌条件等に対応した農地防風施設や承水路・集水路・排水路及び農地の勾配抑制等の整備の推進と、適切な維持管理を促進するとともに、「防風林の日」及び「土壌保全の日」の取組などの啓発活動を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農地・農業用施設の保全	・老朽ため池の改修や農地防風施設・土砂崩壊防止施設等、地すべり防止対策施設、海岸保全施設を整備・管理するとともに、「防風林の日」の取組などの啓発活動により、農地・農業用施設の保全を図る。

ウ 海岸保全施設の管理・保全

台風や高潮等から農地を防護するための海岸保全施設は、自然海岸を最大限に活用しつつ、海岸環境の保全・利用及び生態系等に配慮した「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」等に基づき、計画的・効果的な整備を図るとともに、年々増加傾向にある漂着ゴミ対策についても市町村及びボランティア等との連携を強化する。

また、琉球政府時に造成した海岸等は老朽化が著しいため、その機能維持が喫緊の課題であり、管理体制の強化が必要である。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
海岸保全施設の管理・保全	・「琉球諸島沿岸保全基本計画」に基づき整備を行うとともに、海岸保全施設及び海浜等の維持管理を図る。

(2) 自然環境に配慮した森林・林業の基盤整備

ア 森林・林業の基盤整備

森林の多面的機能の高度発揮を図るため、森林の有する7つの機能（水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産）に応じて森林を区分し、それぞれの利用形態や自然環境の保全を考慮した森林の整備・保全を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
林内路網の整備	・作業道等の林内路網の整備を行う。
森林の整備	・森林の造成等を通じて、森林の多面的な機能の高度発揮とともに山村地域の振興等を図る。

イ 森林の保全

台風や季節風等による潮風害及び山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃山地の復旧対策、水資源の確保に係る水土保全施設の整備、保安林の造成、防潮護岸の設置を行う。

また、地域森林計画に基づいて計画的に保安林の指定を推進するとともに、保安林の機能を高めるための改良・保育管理等を行う。

松くい虫やデイゴヒメコバチ等の森林病害虫の生態特性に適した防除を推進するとともに、被害のまん延防止に努める。

さらに、適正に処理された被害木については、資源としての利活用を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
治山施設の整備	・森林の維持造成を通じて、海岸及び山地に起因する災害から生命財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る。
森林病害虫等の防除対策	・森林病害虫等を適期かつ効果的に駆除することにより、まん延を防止し、森林の保全を図る。
松くい虫被害木の調査	・松くい虫被害木の調査を実施する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
松くい虫被害木の活用	・松くい虫被害木の処理を行うことにより、松くい虫被害のまん延防止及び被害木の活用を図る。

(3) 水産業の基盤整備と漁場環境の保全

ア 水産業の基盤整備

漁港については、台風及び季節風時の漁船の安全係留を確保するとともに地域特性に配慮した防風・防暑施設や浮棧橋を整備し漁業就労環境の改善を図り、漁業の生産性を高める漁港施設の整備を推進する。

漁場については、浮魚礁の新設及び更新整備を行い、回遊魚資源の持続的利用と漁場探索時間及び操業時間短縮・燃油節減等による漁家経営の安定化を図るとともに、水産生物の生育場所となる藻場等水域環境保全対策を行い、水産資源の持続的利用と水産物の安定供給を図る。

また、老朽化した漁港・漁場施設の維持・更新を計画的に推進するとともに、地震・津波等に強い漁港・漁村づくりに取り組む。

漁港は、海洋性レクリエーション・海の体験学習・海の文化の継承の拠点、離島や辺地における交通・緊急時の物資の積み卸しの基地など、多目的な役割があり、これらに配慮した整備を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
漁港漁場の整備等	・外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地等の整備、浮魚礁及び藻場造成等水域環境保全対策を行う。 ・給油、給水、漁具保管施設等の整備を行う。

イ 漁場環境の保全

赤土等汚染及びオニヒトデの異常発生等によりサンゴ礁が減少し、漁場としての機能が損なわれつつある海域において、オニヒトデ除去等を行う。

また、サメ駆除の実施により漁業被害の抑制に努める。魚類養殖漁場環境モニタリング調査等を通して良好な漁場環境を確保するとともに、海浜美化を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
有害動物駆除	・オニヒトデ等有害動物駆除を行う。
養殖場の保全	・養殖場環境モニタリング調査を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
海浜美化	・海浜美化の促進を図る。
赤土等流出対策	・漁業者や地域のNPO等が一体となって取り組む赤土等流出対策を支援する。

ウ 海岸施設の維持管理及び海岸環境の保全

漁港周辺背後集落等は、度重なる台風・高潮等で甚大なる被害を受けていることから、背後集落等を防護する海岸保全施設の整備を進めてきた。海岸保全施設については、台風・高潮等による破損、老朽化に対応するため機能維持管理が必要である。また、観光資源でもある海岸の良好な景観及び環境保全を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
高潮対策（漁港）	・台風等による高潮対策を図る。
漁港海岸環境対策	・親水性護岸の養浜による海岸環境の整備を行う。

7 フロンティア型農林水産業の振興

成果指標	単位	平成22年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
グリーン・ツーリズムにおける交流人口(農家民宿)	万人	4	7	10
沖縄県から輸出される農産物の輸出額 肉類 果実・野菜	千円	15,508 31,376	増加	増加
県産食肉の海外輸出量	トン	0	6	11
沖縄型植物工場の導入品目数	品目	0	3	5
県が支援したプレミアム加工品のうち国際的な認証等を取得した件数	件	0	10	20
汚水処理人口普及率 (農業集落排水施設)	% (人)	73 (63,276)	83 (71,795)	90 (77,795)
農地・水保全管理活動取組面積(取組率)	ha (%)	9,402 (26)	11,000 (30)	12,500 (35)
県民による緑化活動件数	件	55(H23)	向上	向上
森林緑地面積	ha	118,814(H23)	120,596	124,161

(1) 農林水産業の6次産業化及び他産業との連携強化

新たな農林水産業の発展を図るため、観光業や食品加工業など他産業と連携し、地域における農林水産物の掘り起こしによる地域・県内外向け商品開発モデルを構築する。

また、国内外の市場においておきなわブランドの形成を推進するため、プレミアム加工品の創出に向けた商品開発人材の育成や高度な加工技術を集約した加工施設整備支援に取り組む。

亜熱帯の豊富な再生可能エネルギー等を活用した新たな生産施設や、栽培環境を制御し、計画的・安定的生産が可能な低コスト技術集約型施設等の導入促進については、施設の整備コストやランニングコストの低減に向けた実証とあわせて、栽培作物の検討や栽培技術の確立などに取り組む。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農林水産物の付加価値化の推進	・地域の農林漁業者と農林水産物加工・流通業者との連携により、生産から加工、販売までの一貫した取組を推進する。
商品開発・販路拡大の推進	・県産農林水産物を活用した加工品の魅力・付加価値化を高めるための商品開発人材育成や加工施設整備を支援する。
低コスト技術集約型施設の実証	・太陽光等の再生可能エネルギーを活用した沖縄型植物工場の実証検討を行う。 ・施設の整備コストやランニングコストの低減を検討する。 ・施設に適した作物及び農作業体系の検討を行う。 ・肥培管理技術等の栽培マニュアルの作成を行う。

(2) 多面的機能を生かした農山漁村の活性化

ア 農山漁村の地域社会の維持・向上

農山漁村地域の住みよい生活環境を確立するために、集落排水施設や集落道、公園緑地、集落防災安全施設等の整備を促進する。

特に、集落排水施設については、都市並の整備水準の確保を目指すとともに、施設から発生する汚泥や処理水の循環利用を促進する。

さらに、農業農村の持つ豊かな自然、伝統文化等の多面的機能を再評価し、地域住民の主体のもと、地域の特色を生かし、快適で潤いのある農村空間の形成を図るため、農村地域の振興を支援する。

水産物の安定供給、国境監視や海難救助、生態系の維持、都市部との交流の場の提供、地域社会の伝統的な文化の継承など、水産業・漁村の多面的機能の維持・増大を図るため、漁場の生産力向上に関する取り組みや、創意工夫による新たな取組みを支援する。

また、漁港における景観の保持、美化や漁村における生活環境の改善を図り、快適にして潤いのある漁港・漁村の環境を形成するため、植栽、休憩所、運動施設、集落道等の整備を行う。

併せて、漁村及び海岸環境を台風の高潮等による被害から守るために、景観や親水性に配慮した護岸施設や養浜等海岸保全施設の整備を図る。

農村地域の活性化を図るため、多様な主体が参画した地域ぐるみの共同活動を支援し、地域の連携強化を推進する。

また、本県の農業の持続的発展と農村地域の多面的機能を維持・発揮するため、県民へ農業・農村の資源である農地・水・環境の保全の重要性を啓発し、農村環境の保全の推進を図る。

本県では、中山間・離島地域の耕作放棄を防止し、多面的機能の確保を目的として中山間地域等直接支払交付金制度を実施しており、一般基準である傾斜等農用地に加え、県知事が定める基準である「遠隔離島地にあることで農業生産条件の悪い農用地」に対し、中山間地域等直接支払交付金を交付しているところである。

今後とも、中山間地域等直接支払事業の推進を図るとともに、耕作放棄地再生利用対策事業等により、耕作放棄地を解消し、中山間・離島地域等における多面的機能の強化を図ることとする。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農村の生活環境の整備	・農業集落排水施設、集落道、集落防災安全施設等の整備を行う。
漁港漁村の環境整備	・植栽、休憩所、集落道、運動施設、安全情報伝達施設等の整備を行う。
高潮対策（漁港）	・台風等による高潮対策として、景観や親水性に配慮した護岸施設等の整備を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
漁業の再生支援	・種苗放流、海岸・海底清掃、産卵場の整備など、漁場の生産力向上のための取組や、観光漁業・体験漁業の導入、新たな加工品の開発など集落の創意工夫を生かした取組に対して支援を行う。
農地・水保全管理活動支援	・施設等の長寿命化の取組支援による集落共同活動の定着促進を図る。
要件を満たす地域等の農業者等に対する直接支払	・耕作放棄地の発生防止等を取り決めた集落協定等を締結し、多面的機能増進活動等を行う。
遠隔離島農用地を対象とした集落協定等締結者に対する直接支払	・耕作放棄地の発生防止等を取り決めた集落協定等を締結し、多面的機能増進活動等を行う。

イ ツーリズム等の推進

本県独自の特異かつ多様な亜熱帯農業や、里地里山の自然及び農山漁村文化伝統芸能等の地域資源を生かしつつ、地域活性化を図るために観光関連産業等との連携を図り、都市住民との交流による農林水産業・農山漁村への理解を促進し、農山漁村情報の発信・提供を進めるとともに、グリーン・ツーリズム活動組織を育成支援する。

林業については、亜熱帯の森林資源を活用した森林ツーリズムを推進するため、森林ツーリズム基本計画に基づき、地域の受け入れ態勢の整備を推進するとともに、森林環境教育や森林セラピーに精通した人材の育成・確保を図る。また、森林ツーリズムの拠点として、森林公園等の既登山道コースを利用してクロスカントリーのコースを設置し、県内外からの誘客を推進する。

水産業については、漁業に対する良き理解者の増大と漁家経営の向上を目的に観光漁業等の推進を支援する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
グリーン・ツーリズムの推進	・まちと村交流促進会や、グリーン・ツーリズム研究会等の組織活動支援、「沖縄、ふるさと百選」の認定等、交流情報の提供を行い、受入側のグリーン・ツーリズム推進方法と環境整備を推進する。
都市農村交流環境の整備	・農産物直売所や体験農園、農村公園等の整備を行う。
(林業)	
森林ツーリズムの推進	・森林環境教育や森林セラピーなど、森林ツーリズムの内容に精通した森林インストラクターやコーディネーターの育成を図る。 ・森林ツーリズム実施主体の育成と推進地域の認定を行う。 ・森林ツーリズムプロジェクト認定制度の創設を推進する。
森林セラピーの推進	・森林の癒し効果に関する調査研究及び観光、福祉と連携した森林セラピーの推進を図る。
森林公園等の整備	・ユニバーサルデザインによる施設の整備を行う。 ・森林公園を有効活用するため、森林ツーリズムプログラムのソフト開発を行う。 ・亜熱帯の森林に親しみ森林公園等を活性化するため、クロスカントリーコースを整備する。
(水産業)	
ブルーツーリズムの推進	・地域資源の利活用促進や都市と漁村との交流を促進するため、体験漁業や研修会等を実施し、関連施設の整備を図る。
地域交流に対応した漁港・漁村の整備	・プレジャーボート等収容施設や体験学習に対応した漁港・漁村の整備を図る。

ウ 亜熱帯性気候を生かした全島緑化の推進

沖縄らしい花と緑あふれる県土の形成を目指し、「緑の美ら島づくり行動計画」の推進と県民一体となった緑化運動を展開する。そのため、沖縄県植樹祭等の緑化イベントの開催による普及啓発、住民参加型緑化活動を支援するとともに、花と緑の名所づくりによる緑化拠点の造成、荒廃原野及び公共施設等の緑化を推進し、緑の美ら島の創生を図る。

また、100年先を見据えた緑づくりを効率的に推進するため、「沖縄県全島緑化県民運動推進会議」を推進母体とし、行政と県民との協働体制の確立と各種緑化施策との連携を図り、県民の潤いと安らぎのある生活環境の維持・増進と観光リゾート地にふさわしい魅力ある県土の緑化を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
緑地整備	・豊かな自然や伝統的な景観等緑豊かな環境を整備し、森林の公益的機能の強化と県土緑化を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
緑化の普及啓発	・県植樹祭等の各種イベントの開催、緑の少年団の育成支援、おきなわの名木の保全対策の支援、花と緑の名所の認定等、緑化に関する情報発信と普及啓発を行う。
緑の美ら島づくり行動計画の推進	・緑の美ら島づくり行動計画に基づき、住民参加型の緑化活動の支援、企業等との協働による花の名所造成等を行う。また、各種緑化施策と連携を図り、亜熱帯性気候の特性を生かした緑化を展開する。

(3) アジアなど海外への展開の推進

県産農林水産物の海外展開については、海外市場のニーズの把握、多様な販売ルートの開拓、プロモーションの強化等に取り組むこととする。また、効率的な移輸出に対応した流通・加工拠点の形成や輸送コストの低減、国際的な産地形成に必要な技術等の調査・研究などを推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
国内外の市場調査	・農産物の国内外市場調査及び分析を行う。 ・畜産物の海外市場調査及び分析を行う。
農林水産物の海外販路拡大	・海外における農林水産物の現地調査及びプロモーション活動、商談会等を実施する。
県産食肉ブランドの国内外流通対策	・トレーサビリティシステムの構築によるアグー豚の固体管理、県産豚肉流通補完施設の設置を実施する。
養殖ハタ類の国際的産地形成	・ハタ類の大量生産技術の開発や海外市場の開拓を図る。

第4章 地域特性を生かした圏域別振興方向

1 北部圏域〈やんばるの豊かな自然と調和した多彩な農林水産業の振興〉

(1) 農林水産業の特徴

北部地域の農業については、総農家数が県全体の23%で耕地面積が19%を占めており、さとうきび、野菜、きくなどの花き、葉たばこ、シークワーサーなどのかんきつ類、熱帯果樹、パインアップル、茶、水稲、豚などの畜産等が行われている。

なお、ゴーヤーやシークワーサー等については、茶、ジュース等の健康食品として商品開発及び販売が展開されている。

農業の品目別拠点産地については、野菜において、ゴーヤー、ばれいしょ、かぼちゃ、とうがん、すいか、島ラッキョウ、花きにおいて、輪ぎく、小ぎく、ドラセナ、果樹において、シークワーサー、タンカン、マンゴー、パインアップル(生食用)、パッションフルーツ、アテモヤ、アセローラ、その他に畜産の肉用牛やかんしょ、薬用作物(ウコン)と30産地が拠点産地に認定されており、生産振興に取り組んでいる。

さらに、これまで国営かんがい排水事業伊江地区をはじめとして、各種の農業生産基盤の整備が進められており、農業生産の拡大が期待される地域である。

また、多様な自然景観に恵まれ、近年、海浜景観等を利用した観光・リゾート地域としての整備も進展しており、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムを通じた農林水産業の振興が必要な地域である。

林業は、森林資源の充実化に伴い、森林組合等を中心に県産木材を生かした家具・内装用材、木工用材、土木用資材などが生産されており、林業活動が活発となっている。また、きのこ等の生産施設の整備により、えのきたけ、ぶなしめじ、しいたけ等の生産量が増大し、県下の一大生産地となっている。

木材の拠点産地については、県内で唯一、国頭村が認定されており、原木の安定供給等生産振興に取り組んでいる。

水産業は、ソデイカ、パヤオ漁業等を中心に、モズク、クルマエビ、マダイ等の海面養殖や海ブドウ等の陸上養殖が行われている。

養殖魚介類の拠点産地については、恩納村の海ブドウや伊平屋村、恩納村のモズクが認定されており、生産振興に取り組んでいる。

項 目	数 量	県対比 (%)	備 考
総農家数 (H22)	4,984戸	23.1	2010世界農林業センサス
販売農家数	3,644戸	24.1	
主業農家数	1,631戸	28.4	
農業就業人口 (H22)	5,709人	25.3	
耕地面積 (H23)	7,600ha	19.4	耕地面積調査
田	311ha	36.0	
畑	7,290ha	19.1	
林野面積 (H22)	52,794ha	47.6	2010世界農林業センサス
漁業経営体数 (H17)	770経営体	22.4	海面漁業生産統計調査

(2) 振興方向

ア 農 業

本圏域における農業生産は、栽培される品目の多様化が進んでおり、かんがい施設等や区画整理等の生産基盤の整備・保全、農地防風施設等の農地保全対策の整備、台風等気象災害に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の導入促進、優良種苗の供給、担い手の育成・確保、新技術の開発・普及、鳥獣被害対策の推進、耕作放棄地の再生利用などを図り、さとうきび、パインアップル、野菜、花き、葉たばこ、かんきつ類、熱帯果樹、茶、水稻などの生産振興や、肉用牛、豚、採卵鶏等畜産の振興により、地域農業を推進する。

特に、きく、ゴーヤー、マンゴー等重点的に推進する品目については、既存の拠点産地の体制強化や新規の認定による産地形成・育成により、生産拡大とブランド化を図る。

また、農産物の流通・販売・加工体制の強化を促進するとともに、シークワサーや黒糖等の付加価値向上を図り、地域特産品のブランド化を推進する。あわせて、農産加工施設の整備に向けての条件整備を推進する。

さらに、新規就農者等の育成は、経営資源の提供や研修会、経営・技術指導等の支援強化を図る。農林水産業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

観光リゾート地域としての特性を生かし、農業と連携したグリーン・ツーリズムなど体験・滞在型観光の取組による地域特性・地域産業と密接に連携した観光スタイルなどの充実を促進するとともに、観光施設への供給等、域内の需要に対応した野菜、熱帯果樹類の生産拡大に努め、地産地消の促進と地域の活性化を図る。

周辺離島の伊江村においては、輪ぎくやとうがんの拠点産地を核とした花き、野菜、葉たばこ等の生産振興を図るとともに、さとうきびや肉用牛との経営の複合化を促進する。

伊平屋村においては、水稻、さとうきびを中心として生産振興を図るとともに、肉用

牛との経営の複合化を促進する。

伊是名村においては、さとうきび、水稻を中心として生産振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。

(7) さとうきび

優良種苗の増殖・普及、土づくり等により、品質及び単収の向上を促進する。また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業生産法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに「増産プロジェクト基本方針」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

高品質かつ安全な野菜を計画的に供給することを基本に、さらに優良種苗の増殖・普及、台風等気象災害に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の導入を促進し、すいか、ゴーヤー等の拠点産地の形成・育成に努める。また、JAの地区営農振興センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(ロ) 花き

県内の主産地となっており、きくを中心に切り葉、観葉鉢物、洋ラン等が生産されており、消費者や市場のニーズに応じた品目・品種の出荷体制の整備を進め、流通・販売の経費低減等、農家経営の安定化に努める。

今後とも防風・防虫等ネット栽培施設や台風等気象災害に対応したハウス等の導入、優良種苗の安定供給、流通・販売体制の整備等を推進するとともに、きく、切り葉等の拠点産地の形成・育成を図り、周年出荷体制の確立に努める。

(イ) 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

(ロ) かんきつ類

本県における主産地を形成しており、温州みかんの高品質化、タンカン、シークワサー等の品質の向上及び生産の拡大により、拠点産地の形成・育成やJAの地区営農振興センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を図る。

また、中晩柑優良品種の導入・普及及び防鳥・防虫等ネット栽培施設の導入促進により、温州みかんやタンカン等を組み合わせて、出荷期間の拡大を図る。

(加) 熱帯果樹

近年、優良品種の導入や栽培技術の向上等により、マンゴー、パッションフルーツ等の主要な産地となっており、品質及び単収の向上、台風等気象災害に対応したハウスの導入など防風対策の強化及び拠点産地の形成・育成を図るとともに、JAの地区営農振興センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(キ) パインアップル

北部地域は、酸性の国頭マージ土壌からなり、パインアップル栽培に適していることから、本県の主産地となっている。また、パイン産業は、缶詰加工業による雇用創出とともに観光産業へも大きく貢献しており、今後とも優良種苗の導入と機械化・農作業受委託の推進等により、生産性及び品質向上を図るとともに、生食用と加工原料用果実のバランスのとれた生産拡大を図る。

(ク) 茶

本県における主産地となっており、優良品種の導入等により生産性及び品質の向上を図り、紅茶などの発酵茶の加工技術の導入など、多様なニーズに応えうる特色ある産地を形成する。また、収穫機等機械化の推進や生産組合等の組織強化による販売力の向上に取り組む。

(ケ) 水稲

優良品種の普及および適切な栽培管理の実施により、品質の向上と安定生産を図る。

(コ) 畜産

肉用牛の優良種畜の導入・育成、飼養衛生管理技術の向上を図るとともに、自給飼料基盤の整備を推進し、生産の拡大に努める。

豚は、改良増殖及び産肉能力等生産性の向上に努めるとともに、飼養衛生管理技術を強化し損耗防止を推進する。また、在来のアグー等独自ブランドの育成・拡大により経営の安定を図る。

採卵鶏・ブロイラー、乳用牛については、飼養衛生管理技術の向上に努め、安定かつ計画的な生産体制の確立を図る。

なお、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

イ 森林・林業

本圏域は、林業生産の中核的な拠点であるとともに、県民の重要な水源地域となっていることから、より一層の森林資源の充実と質的向上及び水源かん養機能の高い森林の

整備を推進する。また、貴重な動植物の生息・生育する地域でもあるため、森林の持つ各種機能に応じた区域設定を行い、森林の整備を推進する。また、森林の保全策としては、地域森林計画に基づき、保安林として位置付けし、適切な管理や治山施設の整備を図る。

木材生産機能の高い区域においては、効率的な森林施業及びそれに伴う路網の整備を推進する。また、林業の持続的かつ健全な育成発展を図るため、木材の安定的な供給生産体制の整備とこれを担う森林組合等林業事業体の組織や経営基盤の強化を図る。

貴重な動植物が生息・生育する森林においては、適切な保全を図りつつ、森林の環境教育や保健・休養、森林ツーリズムの場として森林の総合利用を推進するとともに、森林・林業に精通したガイドの養成確保等を図り、森林ツーリズム及び森林セラピーを推進する。

また、林産物については、消費者ニーズの多様化等需要構造の変化に対応した木材情報の発信と流通・販売体制の強化を図るとともに、木材やきのこ等の生産を振興するため、素材の特性を生かした高付加価値化の推進と他産業との連携を強化し持続的な森林経営を図る。

さらに、本県の亜熱帯特性等を生かした森林・林業技術の改善・開発を推進するため、研究体制の機能強化を図るとともに、林業後継者等担い手の育成機能の強化を図る。

加えて、松くい虫による被害が、森林の荒廃を招き、木材資源や森林の公益的機能等が低下していることから、保全松林を対象として重点的に防除対策を推進する。

(7) 木材

木材については、森林資源が質・量ともに充実してきたことから、県産木材の安定供給と需要拡大を推進し、持続可能な森林経営を構築する。また、多様な樹種の特性を生かした新たな製品の利用開発を推進するとともに、木質系資源のニーズがある他産業と連携し、林業を中核とした地場産業の振興と連携体制の強化を図る。

(4) 特用林産物

きのこは、菌床培地の基材となるオガ粉の安定供給とともに、地域の特性に応じた産地化・ブランド化に取り組み、販路の拡大を図る。また、木炭等は、原木の安定確保と需給体制の整備を推進する。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場等の生産基盤整備や加工施設等の整備を推進する。

漁業者等に対して、各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発及び漁業後継者等の育成を図る。

水産物の流通・販売体制の強化を図るとともに加工品の開発や鮮度保持による高付加価値化を推進し、販路の確保・拡大に取り組む。

また、海域特性を生かした水産技術の開発・普及を推進する。

さらに、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、体験漁業等ブルーツーリズムを推進する。

(7) 海面漁業

持続的な生産活動が維持されるよう、ハマフエフキやスジアラ等を対象とした資源管理型漁業を継続して推進することにより水産資源の維持・増大を図る。

(4) 海面養殖業

モズクや海ブドウ、ヤイトハタ、シャコガイ類等魚介類の養殖を振興するため、漁家に対する技術指導、魚病防疫体制の整備を推進するとともに、流通・加工機能の強化を図る。

(重点振興品目)

【耕 種】 さとうきび、パインアップル、水稻、葉たばこ、茶、ゴーヤー、ばれいしょ、かぼちゃ、とうがん、すいか、島ラッキョウ、さやいんげん、パパイヤ、たまねぎ、きく、ドラセナ類、アレカヤシ、洋ラン、観葉鉢物、切り葉、ソリダゴ、トルコギキョウ、温州みかん、中晩生柑橘類（タンカン、天草）、シークワサー、マンゴー、パッションフルーツ、アセローラ、アテモヤ、かんしょ、薬用作物

【畜 産】 豚、鶏、乳用牛、肉用牛

【林 業】 木材、木炭、きのこ

【水産業】 クビレズタ（海ブドウ）、モズク、クルマエビ、ヤイトハタ、ソデイカ、タカセガイ、ハマフエフキ、スジアラ、シロクラベラ、シャコガイ類

2 中部圏域〈都市化と調和した消費者ニーズに応える高付加価値型農林水産業の振興〉

(1) 農林水産業の特徴

中部圏域の農業については、総農家数が県全体の17%で耕地面積が7%を占めており、さとうきび、野菜、きくなどの花き、かんきつ類、熱帯果樹、かんしょ、畜産等が行われている。特に、かんしょや中晩柑の天草については、地域の特産品として販売活動の強化により、生産拡大の気運が高まっている。

農業の品目別拠点産地については、さやいんげん、オクラ、にんじん、小ぎく、洋ラン、マンゴー、天草、びわ、かんしょ、薬用作物（グアバ）と15産地が拠点産地に認定され、生産振興に取り組んでいる。

本圏域は、農業用水源、かんがい施設、区画整理や農道等各種の生産基盤を整備してきた読谷村、うるま市等を中心にファーマーズマーケットの設立や朝市の開催など都市地域に近い立地条件を生かした農林水産業の展開が十分に期待できる地域である。

また、農漁村は美しい景観及び独自の伝統文化等を生かし、農業や水産業と連携したグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムなどの、生活体験等の体験・滞在型観光による活性化が期待される地域である。

森林は、戦後著しく荒廃したが、県民の緑化運動の展開と森林整備事業等の推進により、現在は回復傾向にある。しかしながら、十分に回復していない地域も多く存在していることから、県土保全上、重要な地域を中心に森林整備を行っている。

水産業は、主にパヤオ、ソデイカ、大型定置網漁業が行われており、また、モズクやヒトエグサ養殖が盛んで、県内の主産地となっている。

養殖魚介類の拠点産地については、北中城村のヒトエグサが認定されており、生産振興に取り組んでいる。

項目	数量	県対比(%)	備考
総農家数 (H22)	3,644戸	16.9	2010世界農林業センサス (※北谷町を除く)
販売農家数 (H22)	1,486戸	9.8	
主業農家数 (H17)	571戸	9.9	
農業就業人口 (H17)	2,462人	10.9	
耕地面積 (H23)	2,840ha	7.3	耕地面積調査
田	36ha	4.2	
畑	2,810ha	7.4	
林野面積 (H22)	4,321ha	3.9	2010世界農林業センサス
漁業経営体数 (H17)	748経営体	21.8	海面漁業生産統計調査

(2) 振興方向

ア 農業

本圏域における農業は、都市近郊であることから、環境対策に配慮しながら、立地条件等地域の特性を生かした経営を推進する。今後も農業用水源の確保、かんがい施設や区画整理等の各種生産基盤の整備・保全、台風等気象災害に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の導入促進、優良種苗の供給、担い手の育成・確保、新技術の開発・普及などを図り、さとうきびの生産振興や、花き、果樹、野菜等を中心に県外出荷など市場のニーズに対応した収益性の高い産地の育成を図る。

特に、きく、にんじん、かんしょ等重点的に推進する品目については、拠点産地の体制強化や新規の認定による産地形成・育成により、生産拡大とブランド化を図る。

畜産については、豚、肉用牛など振興を図るとともに、環境に配慮した耕種部門との連携、堆肥供給等資源循環システムの構築を進める。

また、地域資源を活用したグリーン・ツーリズムなど生活体験等の体験・滞在型観光の取組による地域活性化を促進する。

新規就農者等の育成は、経営資源の提供や研修機会、経営・技術指導等の支援など強化を図る。農林水産業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

(ア) さとうきび

優良種苗の増殖普及、土づくり等により、品質及び単収の向上を促進する。

また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業生産法人や農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「増産プロジェクト基本方針」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

定時・定量・定品質の生産を図ることを基本に、台風等気象災害に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設等を整備し、生産性の向上と高品質化を図り、さやいんげん、ゴーヤー、オクラ、にんじん等の県外出荷品目とトマト等の県内出荷品目の産地育成やJAの地区営農振興センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(ウ) 花き

きくを中心に防風・防虫等ネット栽培施設や台風等気象災害に対応したハウス等を整備し、生産性の向上と高品質化を図り、きく、洋ラン等の拠点産地の形成・育成や流通・販売体制の強化を推進する。

(I) かんきつ類

中晩柑優良品種の天草等の導入・普及および防鳥・防虫等ネット栽培施設の導入促進により、出荷期間の拡大を図る。また、JAの地区営農振興センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(ロ) 熱帯果樹

栽培技術の向上、台風等気象災害に対応したハウスの導入など防風対策の推進、産地の集団化により、マンゴー、バナナ等の生産の拡大に努め、拠点産地の形成・育成やJAの地区営農振興センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(カ) かんしょ

優良品種の普及と病害虫の防除対策を強化し、生産性及び品質の向上を図り、読谷村、うるま市の拠点産地の体制強化及び育成やJAの地区営農振興センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(キ) 畜産

肉用牛、乳用牛、豚、採卵鶏など生産体制の整備を推進するとともに、改良増殖及び飼育衛生管理技術の向上を図る。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

イ 森林・林業

森林の多面的機能の発揮を図るため、保安林の計画的な指定や適正な管理、治山施設の整備及びきのこ、緑化木、木製品の生産を推進する。

また、松くい虫による被害は減少しているが、県木であるリュウキュウマツを保全するため、引き続き効果的・効率的な防除を図る。

(7) 林産物

地域の特産化を図るため、ひらたけ等のきのこ類、緑化木及び県産材を活用した木製品の生産を推進する。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場や増養殖場等の生産基盤整備を推進し、モズク、ヒトエグサ等の海面養殖業の振興を図る。また、流通・販売体制の強化を図り、販路の確保・拡大に取り組む。

漁業者等に対して各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、

資源管理に対する啓発を図るとともに、漁業後継者の育成を行う。

さらに、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、体験漁業等ブルーツーリズムを推進する。

(ア) 海面漁業

パヤオ漁業の振興を図るとともに、沿岸魚介類の資源管理の取組を支援し、磯根資源の維持・増大に努める。また、中城湾・金武湾等本島東側海域ではシロクラベラ、ハマフエフキ等の資源管理導入を積極的に支援するとともに、海洋保護区の設定とブルー・ツーリズムとのリンクによる新たな海洋・観光・水産資源の創出に向けた取り組みを行う。

(イ) 海面養殖業

モズク、ヒトエグサ、ヤイトハタ養殖業の振興を図るため、生産・流通が円滑に行われるよう、漁家に対する技術指導、系統団体の指導を強化するとともに、流通・加工施設等の整備を行う。

(重点振興品目)

【耕 種】さとうきび、茶、さやいんげん、オクラ、にんじん、ゴーヤー、食用菊、きく、洋ラン、観葉鉢物、切り葉、マンゴー、温州みかん、中晩生柑橘類（タンカン、天草）、パパイヤ、バナナ、ビワ、かんしょ、薬用作物

【畜 産】豚、乳用牛、肉用牛、鶏

【林 業】きのこ

【水産業】モズク、クビレズタ（海ブドウ）、ヒトエグサ（アーサ）、マグロ類、ヤイトハタ

3 南部圏域〈環境にやさしい産地づくりと島々の活性化を図る農林水産業の振興〉

(1) 農林水産業の特徴

南部圏域の農業については、総農家数が県全体の31%で耕地面積が23%を占めており、さとうきび、都市近郊地域での葉菜類など野菜、花き、熱帯果樹、薬用作物、畜産等が行われている。

農業の品目別拠点産地については、野菜において、さやいんげん、ゴーヤー、レタス、オクラ、かぼちゃ、にんじん、ピーマン、トマト、花きにおいて、輪ぎく、小ぎく、ストレリチア、果樹において、マンゴー、パパイア、パッションフルーツ、畜産においては肉用牛、その他にかんしょや薬用作物と28産地が拠点産地に認定され、生産振興に取り組んでいる。

本圏域ではこれまで、県営かんがい排水事業カンジン地区や国営かんがい排水事業沖縄本島南部地区をはじめとする農業用水源の整備、かんがい施設、区画整理及び農道等各種の生産基盤の整備が実施されており、都市地域にも近い立地条件を生かした農林水産業の展開が十分に期待できる地域である。

また、離島を含む農山漁村地域は、豊かな自然景観や伝統文化等の魅力を生かし、地域資源を活用したグリーン・ツーリズムなど生活体験等の体験・滞在型観光の取り組みによる地域活性化が行われている。

森林は、戦後著しく荒廃したが、県民の緑化運動の展開と森林整備事業等の推進により、現在は回復傾向にある。しかしながら、荒廃原野も多く存在していることから、早期の解消と質の高い森林づくりに取り組んでいる。また、離島地域においては、防風・防潮機能の強化を図るため森林整備等を行っている。

水産業は、近海マグロ延縄漁業やパヤオ、ソデイカ漁業が盛んであり、県内の主産地となっているほか、東側海域及び離島を中心にモズク、クルマエビ養殖が行われている。

項 目	数 量	県対比 (%)	備 考
総農家数 (H22)	6,676戸	31.0	2010世界農林業センサス (※座間味村を除く)
販売農家数 (H22)	4,148戸	27.4	
主業農家数 (H17)	1,551戸	27.0	
農業就業人口 (H17)	6,223人	27.6	
耕地面積 (H23)	8,820ha	22.6	耕地面積調査
田	15ha	1.7	
畑	8,800ha	23.0	
林野面積 (H22)	9,084ha	8.2	2010世界農林業センサス
漁業経営体数 (H17)	1,008経営体	29.4	海面漁業生産統計調査

(2) 振興方向

ア 農業

本圏域における農業は、野菜、熱帯果樹等消費者ニーズに即応した収益性の高い作物の生産振興に取り組んできており、豚、さとうきびを筆頭に、乳用牛、きく、肉用牛、採卵鶏、洋ラン、ゴーヤー、さやいんげん、葉たばこ等が盛んである。これらの品目を柱としながら、拠点産地を中心とした産地の拡大を進める。

特に、きく、さやいんげん、ゴーヤー、マンゴー、かんしょ、薬用作物など重点的に推進する品目については、拠点産地の体制強化・育成により、生産拡大とブランド化を推進する。

さとうきび、豚、肉用牛、乳用牛などの安定的な振興を図っていく品目については、畜産と耕種部門との有機的結合に努め、環境に配慮した資源循環型システムの導入や地域農業の複合化を推進する。また、天敵を利用した減農薬栽培等の拡大を通じ、環境に配慮した生産・供給体制を図る。

さらに、新規就農者等の育成は、経営資源の提供や研修機会、経営・技術指導等の支援など強化を図る。農林水産業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

本圏域の農業振興を図るため、湧水や雨水の利用など地域特性に応じた新たな農業用水源の確保、かんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備・保全を推進する。

また、地域特有の魅力ある自然・景観、伝統・文化等の保全整備・拠点整備を通じて、都市と農村の交流を図るとともに、農業と連携したグリーン・ツーリズムなど生活体験等の体験・滞在型観光を促進する。

周辺離島の久米島町においては、さとうきびを中心にきく、ゴーヤー、かんしょ、肉用牛等の生産振興を図る。

南大東村及び北大東村については、さとうきびを中心に、かぼちゃ、ばれいしょ、肉用牛等の振興を図る。

粟国村においては、さとうきびを中心に、肉用牛等の振興を図るとともに、有機農業を推進する。

渡嘉敷村においては、水稻等の振興を図る。

渡名喜村及び座間味村においては、もちきび、島ニンジン等の振興を図る。

(7) さとうきび

優良種苗の増殖普及、土づくり等により、生産性及び品質の向上を図る。また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、遊休化した農地を利用した担い手の経営規模の拡大、農業生産法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「増産プロジェクト基本方針」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、台風等気象災害に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設を整備し、さやいんげん、ゴーヤー、かぼちゃ等の生産拡大を図り、拠点産地の形成・育成に努めるとともにＪＡの地区営農振興センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

また、県産野菜の自給率を高めるため、夏秋期における生産拡大を図るとともに生物的防除を取り入れた減農薬栽培等による高付加価値化及び契約栽培の導入等を推進する。

(ロ) 花き

防風・防虫等ネット栽培施設や台風等気象災害に対応したハウス等を導入し、出荷体系の効率化を図り、きく等を中心とした拠点産地の形成・育成に努める。また、熱帯花きや切り葉等の導入により、出荷の周年化や流通・販売体制の強化を推進する。

(ハ) 熱帯果樹

優良品種の導入、栽培技術の向上、台風等気象災害に対応したハウスの導入など防風対策の推進、産地の集団化により、マンゴー、パッションフルーツ等の生産の拡大を図り、拠点産地の形成・育成に努めるとともにＪＡの地区営農振興センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(ニ) 薬用作物

ウコン、クミスクチン等の栽培技術の向上を図り、拠点産地の形成・育成に努める。

(ホ) 畜産

肉用牛、乳用牛、豚、採卵鶏など生産体制の整備を推進するとともに、改良増殖及び飼養衛生管理技術の向上を図る。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

特に、離島については、自給飼料基盤に立脚した肉用牛経営を推進する。

イ 森林・林業

本圏域の森林は、県土の保全・形成上重要であることから多面的機能の発揮を図るため、保安林の計画的な指定や適切な管理、防風・防潮林の造成及び治山施設の整備並びに災害に強い森林づくりを推進する。

また、消費・流通の拠点地域であることから、林産物をＰＲし、きのこ、県産材を活用した木製品等の生産を促進する。

さらに、松くい虫被害は減少しているが、県木であるリュウキュウマツを保全するため、引き続き効果的・効率的な防除を図る。

(7) 林産物

地域の特産化を図るため、くろあわびたけ・きくらげ等のきのこ、竹炭、及び学童机などの木製品の生産を促進するほか、木質バイオマスの利活用を促進する。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場、増養殖場の生産基盤整備を推進する。また、流通・販売体制の強化を図り、販路の確保・拡大に取り組み、水産物流通拠点である糸満市等において流通・加工施設等の整備を図るとともに、大消費地を背後に控えた泊漁港の再開発を推進する。

漁業者等に対して各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発を図るとともに、漁業後継者の育成を行う。

さらに、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、離島を中心に体験漁業等ブルーツーリズムを推進する。

(7) 海面漁業

漁船漁業の振興を図るための漁場開発や技術指導を行うとともに、マチ類の資源管理やマグロ類、カジキ類、ソデイカの流通及び消費拡大に努める。

(イ) 海面養殖業

モズク、クルマエビ等の養殖業の生産・流通が円滑に行われるよう、生産漁家に対する技術指導、系統団体の指導を強化する。

(重点振興品目)

【耕 種】 さとうきび、さやいんげん、ゴーヤー、レタス、オクラ、かぼちゃ、にんじん、ピーマン、トマト、ハーブ類、きく、ストレリチア、ソリダゴ、洋ラン、観葉鉢物、切り葉、マンゴー、パパイア、パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ、スターフルーツ、アセローラ、かんしょ、薬用作物

【畜 産】 豚、乳用牛、鶏、肉用牛

【林 業】 きのこ

【水産業】 クルマエビ、モズク、クビレズタ（海ブドウ）、マグロ類、カジキ類、ソデイカ、マチ類、ハマフエフキ

4 宮古圏域〈島の特性を生かした土地利用型作物及び園芸作物の生産拡大で島おこしを図る農林水産業の振興〉

(1) 農林水産業の特徴

宮古圏域の農業については、総農家数が県全体の22%で耕地面積が30%を占めており、さとうきびを中心に、野菜、マンゴーなどの熱帯果樹、葉たばこ、薬用作物、肉用牛を主とする畜産が行われている。

農業の品目別拠点産地については、ゴーヤー、かぼちゃ、とうがん、マンゴー、肉用牛等の7産地が拠点産地として認定され、生産振興に取り組んでいる。また、近年、マンゴー及びドラゴンフルーツ等の熱帯果樹の増加やかんしょの生産拡大の気運が高まるなど、宮古産ブランドとして産地化を進めている。

このため、国営かんがい排水事業宮古伊良部地区をはじめとして、かんがい施設や区画整理・農地防風施設等各種の生産基盤整備が実施されており、今後、さとうきびや肉用牛を中心に露地・施設園芸作物等の生産拡大及び充実が期待されている。

また、本圏域は美しい海浜景観に恵まれ、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム、ブルーツーリズムを通じた農林水産業の振興が期待される地域である。

森林は、海岸線や段丘崖等に偏在しており、季節風等による潮風害の防止対策や荒廃原野の森林整備を行っている。

水産業は、地域特性を生かしたパヤオ漁業、カツオー本釣漁業、追込網漁業及びモズク養殖など多種多様な漁業が行われている。

項目	数量	県対比 (%)	備考
総農家数 (H22)	4,694戸	21.8	2010世界農林業センサス
販売農家数	4,419戸	29.2	
主業農家数	1,435戸	25.0	
農業就業人口 (H22)	6,312人	28.0	
耕地面積 (H23)	11,700ha	29.9	耕地面積調査
田	— ha	—	
畑	11,700ha	30.6	
林野面積 (H22)	3,845ha	3.5	2010世界農林業センサス
漁業経営体数 (H17)	421経営体	12.3	海面漁業生産統計調査

(2) 振興方向

ア 農業

本圏域における農業は、地下ダム等生産基盤整備の進展、東京直行便等の航空輸送整

備が進んでいることから、さとうきび、肉用牛、葉たばこなどの生産振興と併せて、とうがん、ゴーヤー、かぼちゃ等の野菜、マンゴー等熱帯果樹の振興を図る必要がある。

特に、とうがん、ゴーヤー、かぼちゃ、マンゴー等重点的に推進する品目については、拠点産地の体制強化を図る。また、その他品目の生産振興により産地化を進め、生産拡大とブランド化を図る。

このため、農業用水源（地下ダム等）の整備と一体となった末端農地におけるかんがい施設の整備・保全や区画整理等を推進する。

新規就農者等の育成は、経営資源の提供や研修機会、経営・技術指導等の支援など強化を図る。農林水産業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

また、近年、観光・リゾート地域としての知名度が高いことから、観光業と連携した地域活性化に努めるとともに、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム等を促進する。

周辺離島の伊良部島及び多良間村においては、さとうきび、葉たばこ、野菜等の生産振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。また、多良間村においては、山羊を活性化品目として位置づけ推進する。

(ア) さとうきび

優良種苗の増殖・普及、株出栽培体系の推進、葉たばこやかぼちゃ、かんしょとの輪作体系の確立等により生産性及び品質の向上を図る。また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業生産法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「増産プロジェクト基本方針」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、台風等気象災害に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設を整備し、とうがん、ゴーヤー、かぼちゃ、さやいんげん、オクラ等の拠点産地の形成を充実・強化し、生産性及び品質の向上を図る。

また、地産地消を推進するため、たまねぎ等県内出荷が可能な品目についても生産振興を図るとともに、JAの地区営農振興センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(ウ) 熱帯果樹

優良品種の導入、栽培技術の向上、台風等気象災害に対応したハウスの導入など防風対策を進めるとともに、マンゴー、ドラゴンフルーツ等の生産を拡大し、拠点産地の形成や育成に努める。

また、JAの地区営農振興センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進す

る。

(I) 花き

防風・防虫等ネット栽培施設や台風等気象災害に対応したハウス等の導入を推進し、きく、アレカヤシ等の安定生産や品質向上、流通・販売対策の強化を図り、生産拡大に努める。

(オ) 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

(カ) 薬用作物

アロエベラやウコン等の生産技術の向上を図り、産地形成を図る。

(キ) 畜産

肉用牛については、自給飼料の確保や優良種畜の導入・育成、飼養衛生管理技術の向上に努め、生産の振興を図るとともに食肉センターの整備等により流通体制の安定化を図る。さらに、耕種部門との連携による複合経営を推進する。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

イ 森林・林業

森林の多面的機能の発揮を図るため、保安林の計画的な指定や適切な管理、防風・防潮林の造成及び治山施設の整備並びに森林整備事業を推進する。

また、当該地域では台風被害による森林の機能回復を図るため地域住民を主体とした植栽・保育活動を行っており、今後とも官民一体となった森林づくりを推進する。

(7) 特用林産物

きのこ等の安定供給による地域特産化に取り組み、販路の拡大を図る。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場等の生産基盤整備を推進する。また、流通・販売体制の強化を図り、販路の確保・拡大に取り組む。

漁業者等に対して、各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発を図るとともに、漁業後継者の育成を行う。

また、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、体験漁業等ブルーツーリズムを推進する。

(ア) 海面漁業

多様な漁船漁業の維持・振興を図るための技術指導等を行うとともに、生産基盤の整備等を行う。

また、パヤオを利用したマグロやカツオ等の生産拡大を図るため、流通・販売対策の取り組みを支援する。

(イ) 海面養殖業

モズク、クルマエビ等の養殖の振興を図るため、生産・流通が円滑に行われるよう、生産漁家に対する技術指導、系統団体の指導を強化するとともに、地域で生産される海藻類や魚介類の流通・加工施設等の整備を行う。

(重点振興品目)

【耕 種】 さとうきび、葉たばこ、ゴーヤー、かぼちゃ、とうがん、さやいんげん、オクラ、メロン、たまねぎ、マンゴー、ドラゴンフルーツ、パッションフルーツ、かんしょ、薬用作物

【畜 産】 肉用牛

【林 業】 きのこ

【水産業】 モズク、クビレズタ（海ブドウ）、ヒトエグサ（アーサ）、キリンサイ類、クルマエビ、マグロ類、カツオ、タカサゴ類、シャコガイ類

5 八重山圏域〈世界に誇れる日本最南端の優れた自然と農林水産業の共生〉

(1) 農林水産業の特徴

八重山圏域の農業については、総農家数が県全体の7%で耕地面積が21%を占めており、地域特性を生かし、さとうきび、水稻、パイナップル等が栽培されるとともに、特に肉用牛については本県一の産地となっている。また、観光客等のニーズに応え、マンゴー、パパイア等の熱帯果樹生産が伸びており、平成25年から供用される新空港の開港に伴い、更なる進展が期待されている。

農業の品目別拠点産地については、オクラ、ヘリコニア、ジンジャー、パイナップル（生食用）、薬用作物（ポタニボウフウ）、肉用牛の8産地が拠点産地として認定されており、生産振興に取り組んでいる。

特に、おきなわブランドの戦略品目である肉用牛において、子牛生産の他に石垣牛等の肥育牛の生産も展開されており、生産の拡大及びブランド化に向けた取り組みが行われている。

石垣島においては、農業用ダムを活用したかんがい施設や区画整理及び農地防風施設等各種の生産基盤の整備が実施されており、肉用牛やさとうきびを中心に、安定的に確保された農業用水を活用した、マンゴー、パパイア等の熱帯果樹、熱帯性花き、野菜等特色ある農業生産が展開されている。

森林は、自然環境及び県土の保全等の機能強化を図りつつ、木材生産や水源のかん養を図るため森林の整備が行われている。

水産業は、恵まれた海域条件を生かした一本釣り、潜水器漁業、沿岸まぐろ延縄漁業等が行われており、また、クルマエビやモズク等養殖も生産を伸ばしてきている。

また、本圏域は自然に恵まれ、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム、森林ツーリズム、ブルー・ツーリズムを通じた地域活性化が期待される地域である。

項目	数量	県対比 (%)	備考
総農家数 (H22)	1,549戸	7.2	2010世界農林業センサス
販売農家数	1,426戸	9.4	
主業農家数	558戸	9.7	
農業就業人口 (H22)	1,865人	8.3	
耕地面積 (H23)	8,100ha	20.7	耕地面積調査
田	503ha	58.2	
畑	7,590ha	19.9	
林野面積 (H22)	40,818ha	36.8	2010世界農林業センサス
漁業経営体数 (H17)	484経営体	14.1	海面漁業生産統計調査

(2) 振興方向

ア 農業

本圏域の農業は、亜熱帯気候特有の自然条件を生かし、地形、土壌、気温等に適応した品目が生産されている。その中でも肉用牛を筆頭に、さとうきび、葉たばこ、水稲、パイナップル、豚、マンゴー、花きなどが盛んである。それ以外の野菜、熱帯果樹、薬用作物、畜産等についても多様な品目で展開しており、おきなわブランド育成を図り、農家経営の安定に資するためには品目の選択と集中による拠点産地を形成し生産振興を推進する。

また、かんがい施設や区画整理等の生産基盤の整備を推進するとともに、既設施設の再編・更新を図り、農業用水の有効活用等を促進する。さらに、台風等気象災害から農作物被害を防ぐための防風林整備や赤土等流出問題の総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷の低減を図る。さとうきび、パイナップル、水稲などについては、生産性及び品質の向上に努め、肉用牛、野菜、花き、果樹などについては、おきなわブランド化を推進する。

さらに、新規就農者等の育成は、経営資源の提供や研修機会、経営・技術指導等の支援など強化を図る。農林水産業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

また、観光リゾート地域としての特性を生かし、これら観光施設への供給等域内の需要に対応した野菜、熱帯果樹等の生産拡大に努め、地産地消の促進を図るとともに、体験・滞在型のグリーン・ツーリズムを促進する。

周辺離島の竹富町の西表島においては、さとうきび、パイナップル、熱帯果樹、野菜、水稲等を中心に生産の振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。

波照間島については、さとうきびを中心に肉用牛、モチキビ等、小浜島については、さとうきびを中心に肉用牛等、黒島については、肉用牛の振興を図る。

与那国町については、さとうきび、水稲、肉用牛、薬用作物の生産を振興し、経営の複合化を促進する。

(7) さとうきび

生産性及び品質を向上させるために、優良品種の増殖普及や適期栽培管理、株出栽培体系の推進、有機物の施用や緑肥作物の栽培、防風・防潮林の普及啓発等を図るとともに、肉用牛との複合化や葉たばこ・野菜等との輪作体系を推進していく。

また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業生産法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「増産プロジェクト基本方針」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、台風等気象災害に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設等防風施設の整備により、オクラ、かぼちゃ、ゴーヤー、さやいんげん等の安定生産に努めるとともに、土づくり、防風対策、販売対策の強化により生産拡大を図り、拠点産地の形成・育成を推進する。

また、JAの地区営農振興センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を図る。

(ウ) パインアップル

酸性の国頭マージ土壌からなる地域(島)では、パイン栽培に適していることから、生食用品種を中心に生産が行われおり、観光産業へも大きく貢献している。

今後とも生食用優良種苗の導入及び開花処理技術の向上による出荷期間の拡大等により、生産性及び商品価値の向上を図るとともに、生食用果実の生産拡大を推進する。

(E) 熱帯果樹

優良品種の導入、栽培技術の改善、台風等気象災害に対応したハウスの導入など防風対策の強化等を図り、観光産業へも大きく貢献しているマンゴー、パパイア、パッションフルーツ等の安定生産及び品質向上を目指し、拠点産地の形成・育成に努める。

(オ) 花き

防風・防虫等ネット栽培施設や台風等気象災害に対応したハウス等の導入を推進し、ジンジャー、ヘリコニア等を中心とした熱帯花きや切り葉等の生産拡大を図り、拠点産地としての周年安定出荷体制の確立、ブランド化の推進に努めるとともに流通・販売対策の強化を推進する。

(カ) 水稻

栽培技術及び病害虫防除技術の向上等により安定的な生産を図る。さらに、消費者ニーズに対応して環境に配慮した米づくりを推進するとともに、生産コストの低減を図り、所得の向上に努める。

(キ) 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

(ク) 畜産

肉用牛については、ブランド化の推進、自給飼料基盤の整備、優良種畜の導入・育成、放牧地高度利用の推進及び飼養衛生管理技術の改善等により、供給基地としての産地形成を推進する。さらに、流通体制強化のため食肉センターの整備等を行う。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進し、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため、堆肥センターの活用を推進するとともに、地力の維持増進を図り、飼料自給率の向上に努める。

イ 森林・林業

水源地域においては、水源のかん養を図るための森林の整備及び保全を推進するとともに、その保全のために保安林の計画的な指定や適切な管理、治山施設の整備を行う。

貴重な動植物が生息・生育する森林については、適正な保全を図りつつ、森林環境教育や保健・休養及び森林ツーリズムの場として森林の整備を推進する。

さらに、森林・林業に精通したガイドの養成等を図り、森林ツーリズムを推進する。

また、木材の生産を重視すべき区域においては、林業の持続的かつ健全な発展を図るため、森林組合等林業事業体の支援を行う。

(7) 林産物

リュウキュウマツ等の計画的な生産及び収穫伐採体制を確立するため、効率的な伐採技術の確立、及び流通・販売体制を強化する。また、木炭等の生産拡大に努める。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場等の生産基盤を整備し、生産体制を強化する。

また、流通・販売体制の強化を図り、販路の確保・拡大に取り組む。

漁業者等に対して各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発を図るとともに、漁業後継者の育成を行う。

さらに、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、体験漁業等ブルー・ツーリズムを推進する。

(7) 海面漁業

持続的な生産活動が維持されるよう、研究機関と連携したハタ類、マチ類等の資源管理を推進する。また、マグロやソデイカ、シャコガイ類等の生産拡大を図るため、流通・販売対策の取り組みを支援する。さらに、海洋保護区の設定とブルー・ツーリズムとのリンクによる新たな海洋・観光・水産資源の創出に向けた取り組みを行う。

(4) 海面養殖業

登野城魚類養殖場を拠点とするハタ類等魚類養殖やシャコガイ類、クルマエビ、モズク等の生産拡大を図るため、漁家に対する技術指導や魚病防疫体制を整備するとともに、流通の機能強化を図る。

(重点振興品目)

【耕 種】さとうきび、水稻、葉たばこ、オクラ、さやいんげん、ゴーヤー、かぼちゃ、
レットジンジャー、ヘリコニア、切り葉、パインアップル（生食用）、マン
ゴー、パパイヤ、パッションフルーツ、かんしょ、薬用作物

【畜 産】肉用牛

【林 業】木材、木炭

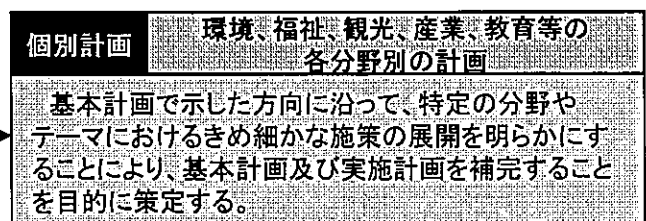
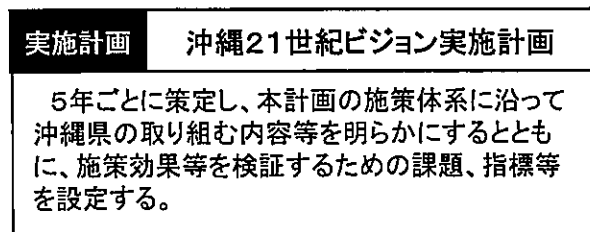
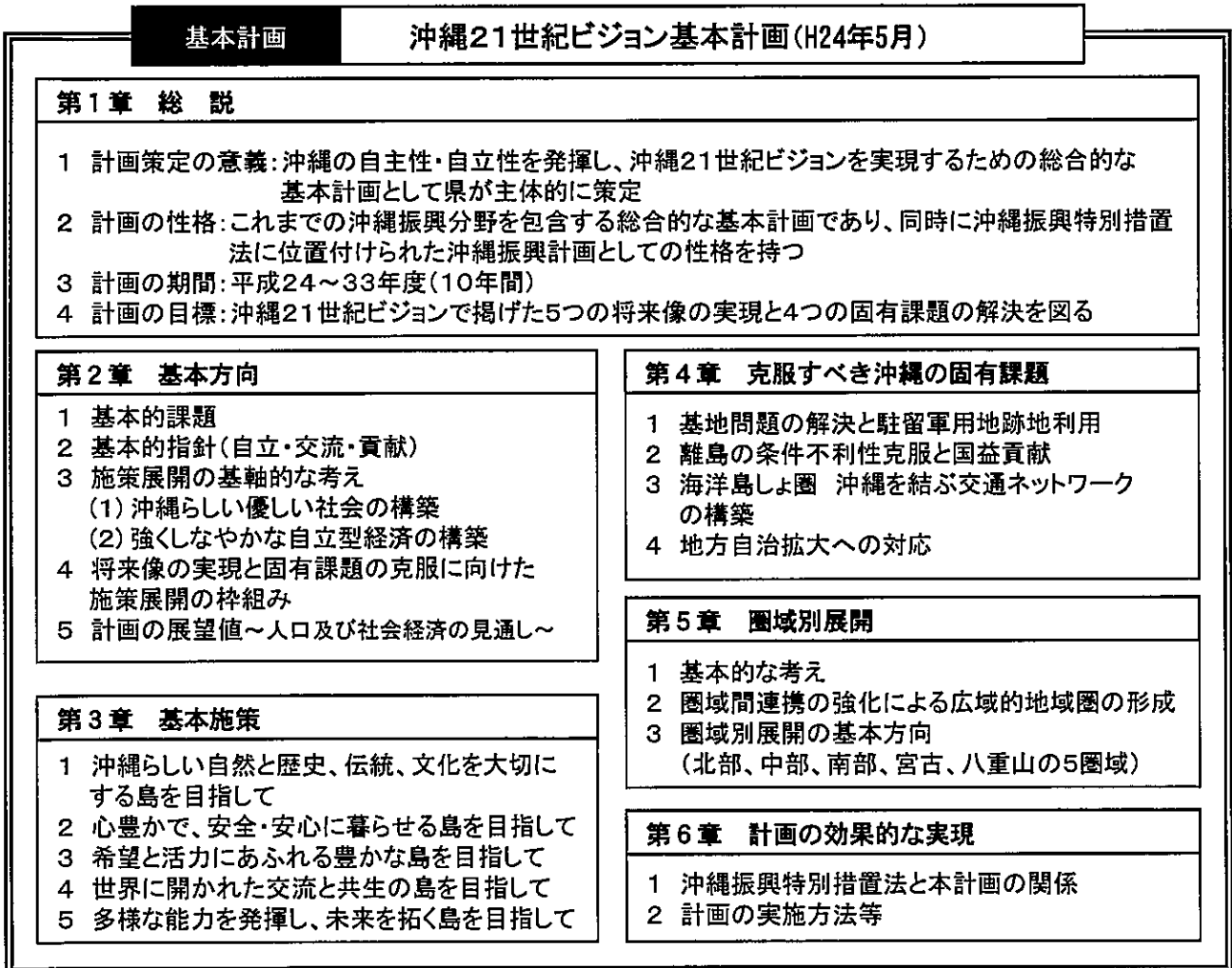
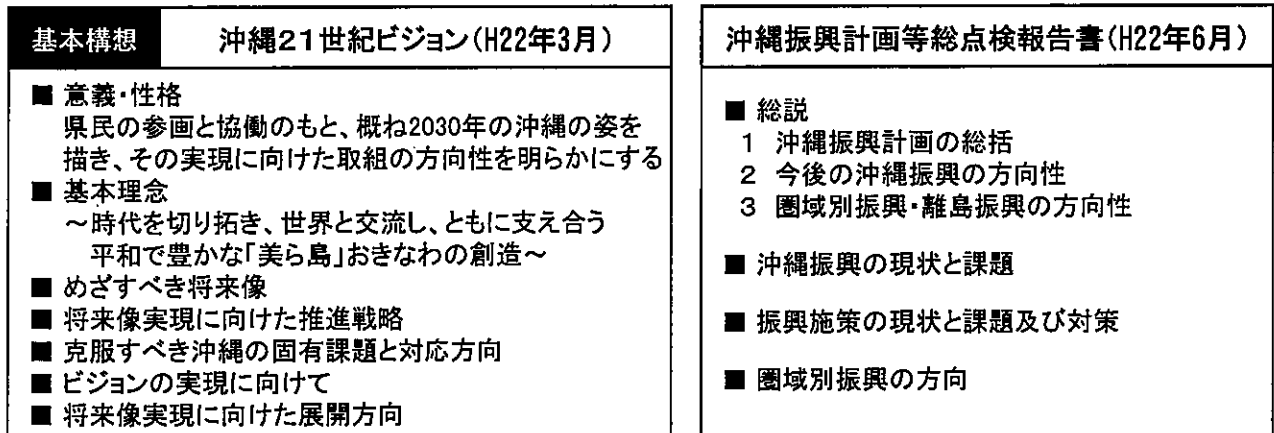
【水産業】クルマエビ、モズク、マグロ類、カジキ類、ソデイカ、ヤイトハタ、シャコ
ガイ類、タカセガイ、マチ類、フエフキダイ類

【 参考資料 】

目 次

- 1 基本構想、基本計画、実施計画等の全体構成・・・・・・・・・・P. 1
- 2 「沖縄21世紀農林水産業振興計画」策定の経緯・・・・・・・・・・P. 2
- 3 沖縄県振興審議会委員及び農政審議会委員名簿・・・・・・・・・・P. 3
- 4 「沖縄21世紀農林水産業振興計画」の概要・・・・・・・・・・P. 5
- 5 主な個別計画等一覧・・・・・・・・・・P. 8
- 6 市町村農業経営基盤強化基本構想一覧表・・・・・・・・・・P. 9
- 7 拠点産地認定総括表・・・・・・・・・・P. 10
- 8 用語解説・・・・・・・・・・P. 11

1 構想、基本計画、実施計画等の全体構成



2 「沖縄 21 世紀農林水産業振興計画」策定の経緯

【平成 22 年】

- 3 月 31 日 「沖縄 21 世紀ビジョン」を決定
- 4 月 21 日 「沖縄振興計画等総点検報告書」を決定

【平成 23 年】

- 7 月 28 日 「新たな計画の基本的考え方」を決定

【平成 24 年】

- 5 月 11 日 内閣総理大臣が「沖縄振興基本方針」を決定
- 5 月 15 日 「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」を決定（※沖縄復帰 40 周年）
沖縄振興特別措置法第 4 条第 5 項に基づき同計画を内閣総理大臣へ提出
- 5 月 24 日 沖縄振興特別措置法第 4 条第 8 項に基づき同計画に対し変更を求めない旨、内閣総理大臣から県知事へ通知
- 9 月 13 日 「沖縄 21 世紀ビジョン実施計画」を決定
- 12 月 26 日 沖縄県農政審議会「沖縄県農林水産業振興計画(仮称)(案)」を諮問

【平成 25 年】

- 2 月 22 日 沖縄県農政審議会による「沖縄県農林水産業振興計画(仮称)(案)」の答申
- 3 月 1 日 「沖縄 21 世紀農林水産業振興計画（沖縄県農林水産業振興計画）」を決定

農林水産業振興計画(案)に対する県民、市町村、団体からの意見募集状況

- 10月26日～11月26日 県民等から意見募集を実施（ホームページ等）
- 10月29日～11月 9日 市町村、団体への意見照会を実施

提出された意見数：3 件

- 県民意見：0 件 市町村意見：0 件 団体意見：3 件

3 沖縄県振興審議会委員及び沖縄県農政審議会委員名簿

本計画の策定期間に沖縄県振興審議会委員及び沖縄県農政審議会委員として委嘱を受けた有識者等の氏名・役職等は次のとおりです。

(1) 沖縄県振興審議会委員 (役職等は在職時、◎印=会長、○印=副会長)

	氏名	役職等	備考
◎	平 啓介	琉球大学 顧問	
○	富川 盛武	沖縄国際大学 学長	
	安和 敏幸	沖縄県町村議会議長会 会長	
	池田 孝之	琉球大学 名誉教授	
	石川 正一	学校法人石川学園 理事長	
	石原 絹子	コミュニティおきなわまちづくり(株) 代表取締役	
	糸数 久美子	沖縄県中小企業家同友会 筆頭代表理事	
	岩崎 セツ子	沖縄県立芸術大学 名誉教授	
	大崎 正和	音楽家	
	大城 節子	沖縄県婦人連合会 会長	
	大城 肇	琉球大学 副学長	
	太田 守明	(株)りゅうせき 代表取締役会長	
	翁長 雄志	沖縄県市長会 会長	
	小那覇 安優	沖縄県農業協同組合中央会 会長	
	我喜屋 優	学校法人興南学園 理事長	
	國場 幸一	沖縄県商工会議所連合会 会長	
	崎枝 ラリッサ 百合香	農業製造業自営	
	島仲 ルミ子	(社)日本産業カウンセラー協会 副会長	
	高良 倉吉	琉球大学 教授	
	玉城 節子	琉球舞踊保存会 会長	
	照喜名 朝一	沖縄県芸能関連協議会 会長	
	渡久平 元信	(有)山元商店 代表取締役社長	
	富田 弘	(財)沖縄県体育協会 副会長	
	仲里 政幸	沖縄県職業能力開発協会 顧問	
	仲地 宗俊	琉球大学 教授	
	仲村 信正	連合沖縄 会長	
	仲本 豊	沖縄県建設業協会 理事	
	濱元 毅	不動産鑑定士	
	比嘉 奈津美	(社)沖縄県歯科医師会 副会長	
	東 良和	沖縄経済同友会 副代表幹事	
	藤田 陽子	琉球大学 准教授	
	宮城 信雄	(社)沖縄県医師会 会長	
	柳 敏晴	名桜大学 教授	
	山内 良章	沖縄県社会福祉協議会 事務局長	
	山里 勝己	琉球大学 教授	
	饒平名 知寛	(株)沖縄ソフトウェアセンター 取締役副社長	
	湧川 昌秀	(社)沖縄県工業連合会 会長	

(2) 各部会専門委員 (五十音順、敬称略、役職等は在職時)

① 農林水産業振興部会

(◎印=部会長、○印=副部会長)

氏名	役職等	備考
◎ 仲地 宗俊	琉球大学 教授	
○ 金城 秀之	沖縄県農業協同組合中央会 専務理事	
安里 練雄	琉球大学 名誉教授	~H23年12月
上田 不二夫	沖縄大学 名誉教授	
金城 茂	沖縄県農業協同組合 代表理事専務	H23年12月~
知念 恵美子	沖縄県農業協同組合女性部 会長	
東條 渥子	沖縄県生活協同組合連合会 会長	
名嘉 重則	沖縄県中央卸売市場協会 会長	
仲間 勇栄	琉球大学 教授	H23年12月~
普天間 朝重	沖縄県農業協同組合 常務理事	~H23年12月
前城 統	沖縄県漁業協同組合連合会 代表理事専務	

(3) 沖縄県農政審議会

(役職等は在職時、◎印=会長、○印=副会長)

氏名	役職等	備考
◎ 小那覇安優	沖縄県農業協同組合中央会	H24年1月
砂川 博紀	沖縄県農業協同組合 代表理事理事長	~H26年1月
知念恵美子	沖縄県農業協同組合女性部 会長	
城間 俊安	沖縄県町村会 (南風原町長)	
古謝 景春	沖縄県土地改良事業団体連合会会長 (南城市長)	
○ 仲地 宗俊	琉球大学 教授 ※非常勤講師	
安仁屋洋子	琉球大学名誉教授	
林 優子	名城大学国際学群 准教授	
島袋 俊夫	沖縄県市長会 (うるま市長)	
東條渥子	沖縄県生活協同組合連合会会長	
伊敷幸一	沖縄県農業士等連絡協議会会長	
大城 節子	沖縄県婦人連合会 顧問	
上江洲智一	日本分蜜糖工業会 会長	H23年2月 ~H25年2月
西村 憲	沖縄県黒砂糖協同組合 代表理事	H24年12月 ~H26年12月

※沖縄県農政審議会専門委員		
安谷屋信一	琉球大学農学部教授	H24年1月
村山盛一	琉球大学名誉教授	~H26年1月

4 「沖縄21世紀農林水産業振興計画」の概要

1 新たな「沖縄21世紀農林水産業振興計画」の基本方針

(1) 旧計画の評価を踏まえた対応

おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化、農林水産物の安全・安心の確立、担い手の育成・確保、フロンティア型農林水産業の振興など、7つの政策目標に向けた諸施策を推進することが必要である。

(2) 旧計画策定後の状況の変化

① 国において「食料・農業・農村基本計画」、「森林・林業基本計画」、「水産業基本計画」が見直され、農業では戸別所得保障制度の導入や農業・農村の6次産業化の推進などが打ち出されており、新たな政策への対応が必要となっている。また、食料自給率については、目標値が50%に引き上げられている。

② 農林漁業就業者の高齢化、減少が一層進行している。また、高齢化等に伴い離農する農家から、新規就農者や担い手農家などへの農地の円滑な利用集積が課題となっている。なお、地域が抱える人と農地の問題解決のため、「人・農地プラン」の策定による対策強化が求められている。

③ 農山漁村における地域資源を活用した新産業等の創出や、都市と農山漁村の新たな交流需要の創出等の支援が重要となっている。

④ 東日本大震災の地震と津波による甚大な被害を受け、防災・危機管理の重要性が増している。

(3) 新たな計画策定にあたっての基本方針

農林水産業・農山漁村の現状、基本的課題及び目指すべき振興の基本方向等を踏まえ、7つの柱を基本に、食料の安定供給、産業振興及び多面的機能の発揮に向けた施策・事業を推進するとともに、本県特有の不利性解消のための条件整備等による「持続的農林水産業の振興」と6次産業化等による新産業創出のための「フロンティア型農林水産業の振興」を図るため、

- 抜本的な輸送コスト低減対策の推進
- 新規就農から経営感覚に優れた担い手の育成・確保の施策の強化・拡充
- 台風災害等の地域状況に応じた自然災害に強い農林水産業の推進
- 6次産業化等による新産業創出や付加価値の高い農林水産業の推進等に取り組む。

2 旧（第3次）計画からの主な変更点

- (1) 計画期間 旧計画：平成14年度から平成23年度までの10年間のうち、3年、3年、4年の計画期間であった。
本計画：平成24年度から平成33年度までの前期5年間、後期5年間とする。

(2) 構成

7つの政策目標を再編成し、「農林水産物の安全・安心の確立」と「フロンティア型農林水産業の振興」の施策項目を設けた。

(3) 内容の主な変更点

○第1章 計画策定の基本的考え方

- ・情勢の変化及び実績等を踏まえた記述とした。

○第2章 農林水産業振興の方針

- ・旧計画の7つの柱である施策の主旨及び指標（目標値）は継続するとともに、沖縄21世紀ビジョン基本計画及び実施計画を踏まえて、7つの柱である施策の再編成と指標（目標値）をより具体的かつきめ細かくしている。

○第3章 施策・事業の展開

・旧計画の実績及び国の施策動向との整合性に留意し、戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立に「きのこの生産拠点の育成」、病虫害対策と防疫体制の構築に「鳥獣害対策の推進」、担い手の育成・確保に「人・農地プランの策定支援」、農林水産技術の開発・普及に「知的財産の保護活用」、亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備全般に「環境に配慮した基盤整備の推進」などの新たな施策・事業や強化・拡充する施策・事業を加えた。

- ① おきなわブランドの確立については、「拠点産地形成」、「新技術・新品種の普及」等の施策に引き続き取り組むとともに、「農林水産物の安定供給」の強化に取り組む。
- ② 流通・販売・加工対策については、島しょ県の流通条件の不利性軽減や卸売市場の再編・強化などに取り組む。
- ③ 農林水産物の安全・安心については、農業生産工程管理（GAP）手法の推進や産地表示の徹底、被害が増加傾向にある鳥獣害対策の推進、口蹄疫等の危機管理体制等の強化に取り組む。
- ④ 担い手の育成・確保については、地域の人と農地の課題解決のための「人・農地プラン」の策定や新規就農から経営安定化まで一貫して支援するとともに、引き続き認定農業者及び農業生産法人等を育成・確保する。

- ⑤ 農林水産技術の開発・普及については、平成24年度から海洋深層水研究所含めた研究機関を農林水産部へ移管したことにより、「海洋深層水の試験研究」の項目と重要度が増した「知的財産の保護活用」の項目を追加している。
- ⑥ 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備については、全般的に「環境に配慮した基盤整備」を強化することからその主旨の文言を追加している。
- ⑦ フロンティア型農林水産業の振興については、農山漁村における地域資源を活用した新産業等の創出を含めた「多面的機能を生かした農山漁村の活性化」や6次産業化及び他産業との連携強化やアジアなど海外への展開など新たな取り組みを計画している。

○第4章 地域特性を活かした圏域別振興方向

- ・旧計画の実績等を踏まえ、地域別の農家数や拠点産地の取組状況、重点振興品目等を修正した。

5 主な農林水産分野の個別計画等一覧

沖縄県の総合的な基本計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に沿って、農林水産分野におけるきめ細かな施策・事業の展開を図り、基本計画及び実施計画を補完する主な個別計画・指針等（策定予定含む）は次のとおりです。

第3章 1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して【将来像Ⅰ】

緑の美ら島づくり行動計画～緑の美ら島の創生をめざして～	農林水産部	H24～43
-----------------------------	-------	--------

第3章 2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して【将来像Ⅱ】

沖縄県農山漁村男女共同参画ビジョン	農林水産部	H15～
-------------------	-------	------

第3章 3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して【将来像Ⅲ】

沖縄21世紀農林水産業振興計画	農林水産部	H24～28
沖縄県果樹農業振興計画	農林水産部	H22～32
さとうきび増産プロジェクト計画	農林水産部	H18～27
沖縄県酪農・肉用牛生産近代化計画	農林水産部	H22～32
沖縄県食肉流通合理化計画	農林水産部	H22～32
沖縄県家畜流通合理化計画	農林水産部	H22～32
沖縄県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画	農林水産部	H23～H32
沖縄県卸売市場整備計画	農林水産部	H23～27
沖縄県地産地消推進計画	農林水産部	H20～24
沖縄県有機農業推進計画	農林水産部	H23～27
沖縄県家畜排せつ物の利用促進を図るための計画	農林水産部	H21～27
沖縄県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針	農林水産部	H18～H27
沖縄県青年等の就農促進に関する方針	農林水産部	H8～
協同農業普及事業の実施に関する方針	農林水産部	H22～27
沖縄県農業農村整備推進計画（仮称）	農林水産部	H24～28
沖縄北部地域森林計画	農林水産部	H21～30
沖縄中南部地域森林計画	農林水産部	H23～32
宮古八重山地域森林計画	農林水産部	H20～29

※ 平成25年2月末現在。適宜、追加・改定等を行う。

市町村農業経営基盤強化基本構想一覧表

平成24年3月31日時点

	市町村名	公告	年間農業 所得(万円)	年間労働 時間	面積 シェア%	農地利用集積 円滑化団体
1	国頭村	H22.6.9	340	2,000	45	J Aおきなわ
2	大宜味村	H22.6.11	340	2,000	40	大宜味村
3	東村	H22.6.11	340	2,000	60	東村
4	今帰仁村	H22.6.11	340	2,000	40	今帰仁村
5	本部町	H22.6.11	340	2,000	30	本部町
6	名護市	H22.6.11	340	2,000	30	名護市
7	恩納村	H22.6.7	340	2,000	40	恩納村
8	宜野座村	H22.6.9	350	2,000	40	宜野座村
9	金武町	H22.6.10	350	2,000	40	金武町 J Aおきなわ
10	伊江村	H22.6.11	320	2,000	45	伊江村
11	伊平屋村	H22.6.11	320	2,000	50	伊平屋村
12	伊是名村	H22.6.11	320	2,000	35	伊是名村
13	うるま市	H22.6.10	350	2,000	35	J Aおきなわ
14	沖繩市	H22.6.10	350	2,000	30	J Aおきなわ
15	読谷村	H22.6.10	350	2,000	40	読谷村
16	北中城村	H22.6.10	360	2,000	35	北中城村
17	中城村	H22.6.10	350	2,000	35	中城村
18	西原町	H22.6.11	350	2,000	40	西原町耕作放棄地解 消対策協議会
19	豊見城市	H22.6.11	360	2,000	40	-
20	糸満市	H22.6.8	360	2,000	35	J Aおきなわ
21	八重瀬町	H22.6.10	350	2,000	40	J Aおきなわ
22	南城市	H22.6.11	350	2,000	30	J Aおきなわ
23	与那原町	H22.6.8	360	2,000	30	与那原町
24	南風原町	H22.6.9	360	2,000	40	J Aおきなわ
25	久米島町	H22.5.27	310	2,000	50	久米島町
26	渡嘉敷村	H22.6.10	310	2,000	30	渡嘉敷村
27	座間味村	H22.6.11	310	2,000	30	-
28	粟国村	H22.6.11	310	2,000	30	粟国村
29	渡名喜村	H22.6.11	310	2,000	30	-
30	南大東村	H22.6.11	310	2,000	55	南大東村
31	北大東村	H22.6.11	310	2,000	85	北大東村
32	宮古島市	H22.6.11	350	2,000	30	宮古島市
33	多良間村	H22.5.27	310	2,000	45	多良間村
34	石垣市	H22.5.25	350	2,000	45	石垣市
35	竹富町	H22.6.10	350	2,000	75	竹富町
36	与那国町	H22.6.7	330	2,000	55	与那国町

拠点産地認定総括表

平成25年2月末現在

作物	対象品目	認定数	認定市町村
野菜	さやいんげん	5	南城市(知念)
			南城市(大里)
			八重瀬町
			うるま市
			南城市
	ゴーヤー	5	名護市
			糸満市
			南城市(知念)
			久米島町 宮古島市
	レタス	1	糸満市
	ばれいしょ	1	宜野座村
	オクラ	4	うるま市
			南城市
八重瀬町 石垣市			
かぼちゃ	4	南風原町(津嘉山)	
		南風原町 宮古島市	
		名護市	
とうがん	3	伊江村	
		宮古島市(下地)	
		宮古島市	
すいか	1	今帰仁村	
にんじん	2	糸満市	
		うるま市	
ピーマン	1	八重瀬町(具志頭)	
島らっきょう	1	伊江村	
トマト	1	豊見城市	
花	輪ぎく	4	伊江村
			今帰仁村
			本部町
			久米島町
	小ぎく	10	読谷村
			今帰仁村
			恩納村
			糸満市
			沖縄市
			うるま市
			八重瀬町
			名護市
	久米島町		
国頭村			
洋ラン	1	うるま市	
ストレリチア	1	南風原町	
熱帯性花き	ヘリコニア	1	石垣市
	ジンジャー類	1	石垣市
ドラセナ類(切り葉)	2	恩納村 名護市	

資料：沖縄県農林水産部資料

作物	対象品目	認定数	認定市町村
果	マンゴー	8	国頭村
			沖縄市
			うるま市
			豊見城市
			南城市
			宮古島市
			今帰仁村
			八重瀬町
	パパイヤ	1	豊見城市
	中晩柑類	天草	1
タンカン		3	名護市 国頭村 本部町
パッションフルーツ	2	糸満市 恩納村	
シークワーサー	2	大宜味村 名護市	
パインアップル(生食用)	3	東村	
		石垣市	
		竹富町	
びわ	1	沖縄市	
アセローラ	1	本部町	
アテモヤ	1	恩納村	
かんしょ	紅いも	4	読谷村
			今帰仁村
			八重瀬町(具志頭)
			うるま市
薬用作物	ウコン等	1	南城市(佐敷)
	ウコン	1	名護市
	グアバ	1	うるま市(具志川)
	ポタンボウフウ	1	与那国町
肉用牛	肉用牛(子牛)	7	石垣市
			宮古島市
			伊江村
			久米島町
			今帰仁村
肉用牛(肥育)	2	多良間村	
		糸満市	
木材	1	石垣市 宮古島市	
養殖魚介類	海ぶどう	1	国頭村
	アーサ	1	北中城村
	モズク	2	伊平屋村
			恩納村
クルマエビ	1	久米島町	
計		95	

8 用語解説

【あ】

赤土等流出

赤土等の土壌が、降雨等によって河川、沿岸海域等に流出すること。赤土等の流出により、生態系や観光資源等に悪影響を及ぼすことが懸念されている。

アグリバイオ

農業分野におけるバイオテクノロジー研究利用の総称で、農業（agriculture）とバイオテクノロジー（biotechnology）を合わせた造語。微生物を含む天然資源の活用や、農産物の機能性の解明などにバイオ技術を利用することにより、新たな農作物や加工食品の開発等が行われている。

【い】

イモゾウムシ

沖永良部島から八重山諸島に分布する甘しょ（サツマイモ）等に寄生する害虫。本土に生息していないため、甘しょやグンバイヒルガオ等のヒルガオ科植物は本土への持ち出しが規制されている。

【え】

エコファーマー

有機物を用いた土づくりや化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に取り組んでいる農家で、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき都道府県知事の認定を受けている農家のこと。

【お】

沖縄型の共済制度

台風等の自然災害が多く発生する沖縄の特殊性を考慮し、農業共済制度が沖縄でも安定的かつ効果的に機能できるようにすることを目的とした沖縄県の取組。

沖縄型のつくり育てる漁業

魚礁設置等の「海の畑づくり」や魚介類の放流等の「海の種づくり」に加え、養殖業等を取り込んだ漁業のこと。ここでは、温暖できれいな沖縄県の海域特性に即したエサの要らない海藻類養殖や漁場環境に配慮した養殖のことを「沖縄型」としている。

沖縄県全島緑化県民運動推進会議

沖縄県知事を会長として、行政、団体、企業等で構成する会議。100年先を見据えた緑づくりを目指し、花と緑で潤いと安らぎのある「緑の美ら島」の創生を図るため、

県民一体となって全島緑化県民運動を円滑かつ効果的に推進することを目的とし、平成20年6月に設置された。

おきなわブランド

亜熱帯沖縄のイメージを持ち、高品質かつ安全・安心な沖縄県産の農林水産物で、消費者と生産者の双方にその価値が認知・評価されているもの。

【か】

海洋レクリエーション

海辺におけるレクリエーション活動のこと。ダイビング、モーターボート、ヨット、遊覧クルーズ等のマリレジャーや海水浴、潮干狩り、海辺の散策、釣り等を指す。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地のこと（農業センサスより）。

含みつ糖、分みつ糖

含みつ糖とは、さとうきびを原料とする糖汁を濃縮し、糖みつを分離せずに固化させた黒糖などのこと。分みつ糖とは、さとうきび、てん菜を原料とする糖汁を結晶化し、糖みつを分離したもの（上白糖、グラニュー糖など）のこと。

【き】

郷土樹種

その地域に元々生えている樹木、又は相当程度古くに導入され、既に地域に定着している樹木。

【く】

グリーン・ツーリズム[green tourism]

みどり豊かな農山漁村地域において農漁業体験や生活体験を行うことによって、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

【し】

集落排水施設

農業集落や漁業集落において、し尿や生活雑排水等を処理するために設けられた汚水処理場や管路等の施設。下水道や合併処理浄化槽等の生活排水事業と連携し、地域にあった処理方式により整備が進められる。

食育

食に関する適切な知識や判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成を図ることを目指す取組。

森林ツーリズム

森林浴や森林での自然体験型学習をはじめ、森林・林業に関わる自然、歴史、文化を生かした総合的な体験活動を主な内容とする観光。

森林の持つ多面的機能

国土保全機能、土砂流出防止機能、二酸化炭素吸収機能、水質浄化機能、水源かん養機能、保健休養機能等、森林が自然環境や人間の生活環境に効用を与える様々な機能。

【ち】

地下ダム

地上に水源を確保できない地域において、地中に水を通さない壁(止水壁)を造り、地下水の流れをせき止め、水を溜める施設。沖縄県では農業用水源を確保するため、宮古島市・久米島町・糸満市・八重瀬町・うるま市などで琉球石灰岩の空隙に貯水する地下ダム(受益面積9,915ha)が整備されている。また、平成24年現在、伊江島及び宮古島市(伊良部地区)において整備が進められている。

【て】

低コスト技術集約型施設

農業分野において、高度な技術による栽培環境制御を行うことにより、野菜等の周年・計画生産が可能となり、かつ施設導入や生産コストの低減が図られる生産施設のこと。

【と】

特殊病害虫

アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、ミバエ類、アフリカ

マイマイ等農作物に大きな被害を与える病害虫のこと。法令等により病害虫そのものや寄主となる植物の移動が規制されている。

特用林産物

林野や施設において天然又は人工的に栽培・生産される木材以外のきのこ類やオオタニワタリ等の産物の総称。

トレーサビリティ〔traceability〕

農産物や加工食品などの食品が、どこから来て、どこへ行ったか「移動を把握できる」ことを指す。食品の移動経路が把握できることで、食品事故が発生した際の迅速な回収等に役立つとともに、消費者の食に対する安全・安心の確保にもつながる。

【に】

認定農業者

農業経営基盤強化法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」(5年後の経営目標)を市町村に提出して認定を受けた農業者のこと。

【の】

農業生産工程管理 (GAP)

関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことにより、農業生産活動の改善を図る持続的な取組のこと。

この手法を多くの農業者や産地が取り入れることで食品の安全性向上、環境の保全等が図られるほか、競争力の強化、品質向上、農業経営の改善・効率化、消費者及び加工業・小売業等に対する信頼の確保などにつながることを期待される。GAP(ギャップ)は Good Agricultural Practice の略。

農家民宿

農家が旅館業法による簡易宿所の営業許可を受けたものをいう。

農地流動化対策

耕作放棄地の解消や農地の集約化等の取組の一環として、経営規模を拡大したい農家や農業生産法人に対し、効率的な生産ができるよう、農業委員会等が農地を売りたい、買いたい、貸したい、借りたい農家の間に立ち斡旋を行うなどして、農地の権利移動を促進すること。

農林水産業の6次産業化

農林水産物の生産だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通、販売（第3次産業）にも生産者が主体的かつ総合的に関わり、第2次、第3次産業の事業者が得ていた付加価値（加工賃や流通マージン等）を、生産者自身が得ることによって農林水産業を活性化させること。なお、“6次産業化”は、第1次産業、第2次産業、第3次産業の有機的・総合的な結合としての掛け算（ $1 \times 2 \times 3 = 6$ ）という比喩的な意味で用いている。

【は】

排他的経済水域（EEZ）

「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」において定められた、領海基線から200海里（約370km）までの海域（領海部分を除く）。

この海域における生物資源、海底資源の採取や管理等に関して、当該沿岸国の主権的権利が及ぶとされる。EEZはExclusive Economic Zoneの略。

【ふ】

ファーマーズ・マーケット [farmers market]

主にその地域の生産者農家が複数集まって、自分の農場でつくった農産物を持ち寄り、消費者に直接販売するスタイルの市場・販売施設のこと。

ブルー・ツーリズム [blue tourism]

離島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリタイムの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる体験型観光や余暇活動のこと。

プレミアム加工品

世界的に認知された品評会などにおいて、その品質や技術的水準が評価されるような高付加価値型の加工品のこと。

フロンティア型農林水産業

観光産業や流通加工業など他産業との連携・融合、海外展開、環境との調和など、未開拓分野・新分野を含む新たな取組に挑戦する農林水産業のこと。

【A～Z】

HACCP [ハサップ又はハセップ]

Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品衛生管理手法の一つで、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理法。危害分析、重要管理点、管理基準、モニタリング、改善措置、検証、記録の7つの原則から成り立っている。

JAS法

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」のこと。食品の品質等の規格を定め、規格検査に合格した製品にJASマークをつけることができる制度（JAS規格制度）と、消費者が食品を購入するときに役立つよう、名称や原産地等食品の品質に関する表示を義務づける制度（品質表示基準制度）を定めている。JAS（ジャス）はJapanese Agricultural Standardの略。

